県章

和歌山県報

発行　和　歌　山　県
和歌山市小松原通一丁目１番地
毎週火、金曜日発行

目　　次（＊については県例規集登載事項）　（取扱課室名）　ページ

○　条例

＊57　和歌山県公告式条例の一部を改正する条例　（総務課）..... 5
＊58　知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例　（職員課）..... 5
＊59　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例　（　〃　）..... 6
＊60　一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例　（　〃　）..... 27
＊61　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例　（　〃　）..... 29
＊62　会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例　（　〃　）..... 32
＊63　和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例　（市町村課）..... 34
＊64　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例　（こども未来課）..... 35
＊65　和歌山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例　（建築住宅課）..... 35
＊66　教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例　（教育委員会）..... 36
＊67　市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例　（　〃　）..... 48
＊68　義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例　（　〃　）..... 63
＊69　和歌山県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例　（監査委員事務局）..... 64
＊70　警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例　（警察本部）..... 65
＊71　警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例　（　〃　）..... 73
＊72　和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例　（財政課）..... 74

公布された条例のあらまし

◇　和歌山県公告式条例の一部を改正する条例

１　条例概要

地方自治法等の一部改正に伴い、条例を公布しようとするときに知事がしなければならない署名について、電子署名によることができることとしました。（第２条関係）

２　施行期日

公布の日から施行します。

◇　知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例

１　条例概要

知事及び副知事の給与について、期末手当の支給割合を改めました。（第３条関係）

２　施行期日等

（１）公布の日から施行します。ただし、第２条の規定は、令和８年４月１日から施行します。

（２）第１条の規定による改正後の知事及び副知事の給与その他の給付条例の規定は、令和７年１２月１日から適用します。

◇　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

１　条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、職員の給与について次のとおり改定しました。

（１）自転車等を使用する職員に係る通勤手当の額を引き上げました。（第１５条関係）
（２）宿日直手当の上限額を引き上げました。（第１９条関係）
（３）医師等に係る初任給調整手当の上限額を引き上げました。（第２０条関係）
（４）期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げました。（第２３条及び第２４条関係）
（５）給料表の給料月額について、若年層に重点を置いて引き上げるとともに、公民較差を考慮し、水準調整を行いました。（附則第１４項の２、附則第１７項及び別表第１～別表第３関係）

２　施行期日等

（１）公布の日から施行します。ただし、第２条の規定は、令和８年４月１日から施行します。
（２）第１条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第１５条第２項第２号、第１９条第２項及び第３項並びに第２０条第１項第１号及び第２号、附則第１４項の２及び第１７項並びに別表第１から別表第３までの規定は令和７年４月１日から、改正後の条例第２３条第２項及び第３項並びに第２４条第２項第１号及び第２号の規定は同年１２月１日から適用します。

◇　一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

１　条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、一般職の任期付研究員の給与について次のとおり改定しました。

（１）第１号任期付研究員及び第２号任期付研究員の給料表の給料月額を引き上げるとともに、公民較差を考慮し、水準調整を行いました。（第５条及び附則第３項関係）
（２）第１号任期付研究員及び第２号任期付研究員の期末手当の支給割合を引き上げました。（第６条関係）

２　施行期日等

（１）公布の日から施行します。ただし、第２条の規定は、令和８年４月１日から施行します。
（２）第１条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第５条第１項及び第２項並びに附則第３項の規定は令和７年４月１日から、改正後の条例第６条第３項の規定は同年１２月１日から適用します。

◇　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

１　条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、一般職の任期付職員の給与について次のとおり改定しました。

（１）特定任期付職員の給料表の給料月額を引き上げるとともに、公民較差を考慮し、水準調整を行いました。（第７条及び附則第４項関係）
（２）特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げました。（第９条関係）

２　施行期日等

（１）公布の日から施行します。ただし、第２条の規定は、令和８年４月１日から施行します。
（２）第１条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第７条第１項及び附則第４項の規定は令和７年４月１日から、改正後の条例第９条第２項から第４項までの規定は同年１２月１日から適用します。

◇　会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

１　条例概要

会計年度任用職員の給与について、次のとおり改定しました。

（１）期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げました。（第７条及び第７条の２関係）
（２）基準月額に係る基礎額及び上限額を引き上げました。（別表関係）

２　施行期日等

（１）公布の日から施行します。ただし、第２条の規定は、令和８年４月１日から施行します。

（２）第１条の規定による改正後の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は令和７年４月１日から、改正後の条例第７条第２項及び第７条の２第２項の規定は同年１２月１日から適用します。

◇　和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

１　条例概要

医療法に基づく知事の権限に属する事務の一部を和歌山市が処理することとするとともに、建築基準法施行令の一部改正に伴う規定の整備を行いました。（第２条関係）

２　施行期日

公布の日から施行します。

◇　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例

１　条例概要

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。（別表第２関係）

２　施行期日

公布の日から施行します。

◇　和歌山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

１　条例概要

建築基準法施行令の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。（第１５条関係）

２　施行期日

公布の日から施行します。

◇　教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

１　条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、教育職員の給与について次のとおり改定しました。

（１）自転車等を使用する教育職員に係る通勤手当の額を引き上げました。（第１５条の３関係）

（２）宿日直手当の上限額を引き上げました。（第１８条関係）

（３）期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げました。（第１９条及び第２０条関係）

（４）義務教育等教員特別手当の上限額を引き上げるとともに、教育職員が分掌する校務類型も考慮して支給することとしました。（第２０条の２関係）

（５）給料表の給料月額について、若年層に重点を置いて引き上げるとともに、公民較差を考慮し、水準調整を行いました。（附則第１０項の２、附則第１２項、別表第２及び別表第３関係）

２　施行期日等

（１）公布の日から施行します。ただし、次に掲げる規定は、それぞれ次に定める日から施行します。

ア　第１条中第２０条の２第１項の改正規定並びに第２条中別表第２及び別表第３の改正規定　令和８年１月１日

イ　第２条中第１９条第２項及び第３項並びに第２０条第２項第１号及び第２号の改正規定　令和８年４月１日

（２）第１条の規定による改正後の教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第１５条の３第２項第２号及び第１８条第２項、附則第１０項の２及び第１２項並びに別表第２及び別表第３の規定は令和７年４月１日から、改正後の条例第１９条第２項及び第３項並びに第２０条第２項第１号及び第２号の規定は同年１２月１日から適用します。

◇　市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

１　条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、市町村立学校職員の給与について次のとおり改定しました。

（１）超過勤務手当及び休日勤務手当について、指導改善研修被認定者である市町村立学校職員に支給することとしました。（第１７条関係）

（２）自転車等を使用する市町村立学校職員に係る通勤手当の額を引き上げました。（第１７条の３関係）

（３）準単級手当及び複式手当を廃止することとしました。（第１８条関係）

（４）宿日直手当の上限額を引き上げました。（第１９条関係）

（５）義務教育等教員特別手当の上限額を引き上げるとともに、教育職員が分掌する校務類型も考慮して支給することとしました。（第２１条の２関係）

（６）給料表の給料月額について、若年層に重点を置いて引き上げるとともに、公民較差を考慮し、水準調整を行いました。（附則第８項の２、附則第１１項及び別表第１～別表第３関係）

２　施行期日等

（１）この条例は、公布の日から施行します。ただし、第１条中第２条第２項、第１７条第１項、第１８条第１項、第１９条の３及び第２１条の２第１項の改正規定並びに第２条の規定並びに附則第４項の規定は、令和８年１月１日から施行します。

（２）第１条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例第１７条の３第２項第２号及び第１９条第２項、附則第８項の２及び第１１項並びに別表第１から別表第３までの規定は、令和７年４月１日から適用します。

◇　義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

１　条例概要

教職調整額について、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い、その支給割合を改めるとともに、指導改善研修被認定者である教育職員に支給しないこととしました。

２　施行期日

令和８年１月１日から施行します。

◇　和歌山県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

１　条例概要

住民基本台帳法等の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。

２　施行期日

公布の日から施行します。

◇　警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

１　条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、警察官の給与について次のとおり改定しました。

（１）自転車等を使用する警察官に係る通勤手当の額を引き上げました。（第１３条関係）

（２）宿日直手当の上限額を引き上げました。（第１７条関係）

（３）期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げました。（第２１条及び第２２条関係）

（４）給料表の給料月額について、若年層に重点を置いて引き上げるとともに、公民較差を考慮し、水準調整を行いました。（附則第８項の２、附則第１０項及び別表第２関係）

２　施行期日等

（１）公布の日から施行します。ただし、第２条の規定は、令和８年４月１日から施行します。

（２）第１条の規定による改正後の警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）

第１３条第２項第２号及び第１７条第２項、附則第８項の２及び第１０項並びに別表第２の規定は令和７年４月１日から、改正後の条例第２１条第２項及び第３項並びに第２２条第２項第１号及び第２号の規定は同年１２月１日から適用します。

◇　警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

１　条例概要

橋本市の字の区域の変更に伴い、所要の改正を行いました。

２　施行期日

公布の日から施行します。

◇　和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

１　条例概要

主な内容は、次のとおりです。

（１）マンションの管理の適正化の推進に関する法律等の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。（別表第３第１３項関係）

（２）政党助成法等の一部改正に伴い、同法第３２条第５項の規定に基づく都道府県提出文書の写しの交付に係る手数料を定めるとともに、政治資金規正法の一部改正に伴う所要の改正を行うこととしました。（別表第３第１６項関係）

２　施行期日

令和８年１月１日から施行します。ただし、別表第３第１３項第８号及び第１７号の改正規定は、公布の日から施行します。

条　　例

和歌山県公告式条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年12月26日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

和歌山県条例第57号

和歌山県公告式条例の一部を改正する条例

和歌山県公告式条例（昭和25年和歌山県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
第２条　条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日、知事の氏名及び条例の番号を記入し、かつ、その条例が和歌山県条例であることを明示して、知事が署名（総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第２条第２項第１号イに規定する電子署名を含む。次条において同じ。）をしなければならない。 ２　略	第２条　条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日、知事の氏名及び条例の番号を記入し、かつ、その条例が和歌山県条例であることを明示して、その末尾に知事が署名しなければならない。 ２　略

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年12月26日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

和歌山県条例第58号

知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例

第１条　知事及び副知事の給与その他の給付条例（昭和22年和歌山県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
第３条　略 ２　前項の旅費の支給及び地域手当その他の給与については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料の月額に１００分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に１００分の20を乗じて得た額の合計額とし、期末手当基礎額に乗じる割合については、<u>１００分の177.5</u>とする。	第３条　略 ２　前項の旅費の支給及び地域手当その他の給与については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料の月額に１００分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に１００分の20を乗じて得た額の合計額とし、期末手当基礎額に乗じる割合については、<u>１００分の172.5</u>とする。

第２条　知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
第３条　略 ２　前項の旅費の支給及び地域手当その他の給与については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料の月額に１００分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に１００分の20を乗じて得た額の合計額とし、期末手当基礎額に乗じる割合については、<u>１００分の１７５</u>とする。	第３条　略 ２　前項の旅費の支給及び地域手当その他の給与については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料の月額に１００分の25を乗じて得た額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に１００分の20を乗じて得た額の合計額とし、期末手当基礎額に乗じる割合については、<u>１００分の177.5</u>とする。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和８年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の知事及び副知事の給与その他の給付条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和７年12月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の知事及び副知事の給与その他の給付条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年12月26日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

和歌山県条例第59号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第１条　職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（通勤手当） 第15条　略 ２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（第15条の３第１項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、定年前再任用短時間勤務職員、修学部分休業職員（地方公務員法第26条の２第１項の規定による承認を受けた職員をいう。）及び高齢者部分休業職員（地方公務員法第26条の３第１項の規定による承認を受けた職員をいう。）（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）に係る第２号に定める額にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。 ⑴　略 ⑵　前項第２号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額 ア　自転車等（イの自動車を除く。以下この号において同じ。）を使用する職員 (ｱ)・(ｲ)　略 (ｳ)　自転車等の使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員　7,300円 (ｴ)　自転車等の使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員　１万400円 (ｵ)　自転車等の使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員　１万3,500円 (ｶ)　自転車等の使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員　１万6,600円 (ｷ)　自転車等の使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員　１万9,700円 (ｸ)　自転車等の使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員　２万2,800円 (ｹ)　自転車等の使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員　２万5,900円 (ｺ)　自転車等の使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員　２万9,100円 (ｻ)　自転車等の使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員　３万2,300円 (ｼ)　自転車等の使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員　３万5,500円 (ｽ)　自転車等の使用距離が片道60キロメートル以上である職員　３万8,700円 イ　自動車（人事委員会規則で定めるものに限る。イにおいて同じ。）を使用する職員（自動車を使用し、かつ、自動車以外のものを使用する職員を含む。） (ｱ)・(ｲ)　略 (ｳ)　自動車の使用距離が片道８キロメートル以上12キロメートル未満である職員　7,400円 (ｴ)　自動車の使用距離が片道12キロメートル以上15キロメートル未満である職員　１万100円	（通勤手当） 第15条　略 ２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（第15条の３第１項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、定年前再任用短時間勤務職員、修学部分休業職員（地方公務員法第26条の２第１項の規定による承認を受けた職員をいう。）及び高齢者部分休業職員（地方公務員法第26条の３第１項の規定による承認を受けた職員をいう。）（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）に係る第２号に定める額にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。 ⑴　略 ⑵　前項第２号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額 ア　自転車等（イの自動車を除く。以下この号において同じ。）を使用する職員 (ｱ)・(ｲ)　略 (ｳ)　自転車等の使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員　7,100円 (ｴ)　自転車等の使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員　１万円 (ｵ)　自転車等の使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員　１万2,900円 (ｶ)　自転車等の使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員　１万5,800円 (ｷ)　自転車等の使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員　１万8,700円 (ｸ)　自転車等の使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員　２万1,600円 (ｹ)　自転車等の使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員　２万4,400円 (ｺ)　自転車等の使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員　２万6,200円 (ｻ)　自転車等の使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員　２万8,000円 (ｼ)　自転車等の使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員　２万9,800円 (ｽ)　自転車等の使用距離が片道60キロメートル以上である職員　３万1,600円 イ　自動車（人事委員会規則で定めるものに限る。イにおいて同じ。）を使用する職員（自動車を使用し、かつ、自動車以外のものを使用する職員を含む。） (ｱ)・(ｲ)　略

㈭　自動車の使用距離が片道15キロメートル以上16キロメートル未満である職員　１万４００円	
㈮　自動車の使用距離が片道16キロメートル以上20キロメートル未満である職員　１万2,800円	
㈯　自動車の使用距離が片道20キロメートル以上48キロメートル未満である職員　１万2,800円に自動車の使用距離が片道16キロメートルを超える４キロメートルごとに2,700円を加算した額	㈤　自動車の使用距離が片道８キロメートル以上48キロメートル未満である職員　4,700円に自動車の使用距離が片道４キロメートルを超える４キロメートルごとに2,700円を加算した額
㈰　自動車の使用距離が片道48キロメートル以上52キロメートル未満である職員　３万3,100円	
㈱　自動車の使用距離が片道52キロメートル以上55キロメートル未満である職員　３万4,500円	
㈲　自動車の使用距離が片道55キロメートル以上56キロメートル未満である職員　３万5,500円	
㈳　自動車の使用距離が片道56キロメートル以上60キロメートル未満である職員　３万5,900円	
㈴　自動車の使用距離が片道60キロメートル以上68キロメートル未満である職員　３万8,700円	
㈵　自動車の使用距離が片道68キロメートル以上80キロメートル未満である職員　３万8,700円に自動車の使用距離が片道64キロメートルを超える４キロメートルごとに1,400円を加算した額	㈡　自動車の使用距離が片道48キロメートル以上80キロメートル未満である職員　３万1,700円に自動車の使用距離が片道44キロメートルを超える４キロメートルごとに1,400円を加算した額
㈶　略	㈢　略
⑶　略	⑶　略
３～９　略	３～９　略
（宿日直手当）	（宿日直手当）
第19条　略	第19条　略
２　宿日直手当の額は、勤務１回につき4,700円（入院患者等の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあっては２万2,500円、人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては7,700円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の２分の１に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務その他人事委員会規則で定めるものにあっては、その額は、7,050円（入院患者等の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあっては３万3,750円、人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては１万1,550円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。	２　宿日直手当の額は、勤務１回につき4,400円（入院患者等の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあっては２万1,000円、人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては7,400円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の２分の１に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務その他人事委員会規則で定めるものにあっては、その額は、6,600円（入院患者等の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあっては３万1,500円、人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては１万1,100円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。
３　第１項の宿日直勤務のうち常直的な宿日直勤務にあっては、その額は、２万3,500円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。	３　第１項の宿日直勤務のうち常直的な宿日直勤務にあっては、その額は、２万2,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。
４　略	４　略
（初任給調整手当）	（初任給調整手当）
第20条　次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第１号及び第２号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から35年以内、第３号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から15年以内、第４号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から５年以内の期間、採用の日（	第20条　次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第１号及び第２号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から35年以内、第３号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から15年以内、第４号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から５年以内の期間、採用の日（

第１号から第３号までに掲げる職に係るものにあっては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から１年を経過するごとに人事委員会規則で定めるところによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。
⑴　行政職給料表又は医療職給料表⑴の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの　月額41万7,600円
⑵　医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの　月額５万2,100円
⑶・⑷　略
２・３　略

（期末手当）
第23条　略
２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、１００分の127.5を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条第２項第１号及び第２号において「特定幹部職員」という。）にあっては、１００分の107.5を乗じて得た額）に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
⑴～⑷　略
３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の127.５」とあるのは「１００分の72.5」と、「１００分の107.５」とあるのは「１００分の62.5」とする。
４～６　略

（勤勉手当）
第24条　略
２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
⑴　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の107.５（特定幹部職員にあっては、１００分の127.５）を乗じて得た額の総額
⑵　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に１００分の52.５（特定幹部職員にあっては、１００分の62.５）を乗じて得た額の総額
３～５　略

附　則
（給料月額の特例措置）
14　略

14の２　当分の間、別表第１、別表第２並びに別表第３イ及びウの給料表に定める給料月額は、当該給料月額に１００分の99.38を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、退職手当

第１号から第３号までに掲げる職に係るものにあっては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から１年を経過するごとに人事委員会規則で定めるところによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。
⑴　行政職給料表又は医療職給料表⑴の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの　月額41万6,600円
⑵　医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの　月額５万1,600円
⑶・⑷　略
２・３　略

（期末手当）
第23条　略
２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、１００分の１２５を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条第２項第１号及び第２号において「特定幹部職員」という。）にあっては、１００分の１０５を乗じて得た額）に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
⑴～⑷　略
３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２５」とあるのは「１００分の70」と、「１００分の１０５」とあるのは「１００分の60」とする。
４～６　略

（勤勉手当）
第24条　略
２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
⑴　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の１０５（特定幹部職員にあっては、１００分の１２５）を乗じて得た額の総額
⑵　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に１００分の50（特定幹部職員にあっては、１００分の60）を乗じて得た額の総額
３～５　略

附　則
（給料月額の特例措置）
14　略

の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。	
（特定日以後の給料月額の特例措置） 17　附則第14項の２の規定にかかわらず、当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和４年和歌山県条例第42号）による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年和歌山県条例第３号）第３条第２号に掲げる職員にあっては、63歳）に達した日後における最初の４月１日（附則第19項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第８条の２第２項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第９条第１項及び第２項並びに第10条第２項及び第３項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に１００分の99.38を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に１００分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。）とする。ただし、退職手当の額を算出する場合におけるこの項本文の規定の適用については、「額に１００分の99.38を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」とあるのは、「額」とする。	（特定日以後の給料月額の特例措置） 17　当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和４年和歌山県条例第42号）による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年和歌山県条例第３号）第３条第２号に掲げる職員にあっては、63歳）に達した日後における最初の４月１日（附則第19項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第８条の２第２項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第９条第１項及び第２項並びに第10条第２項及び第３項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に１００分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。）とする。
18～24　略	18～24　略

別表第１から別表第３までを次のように改める。

別表第１（第８条関係）

行　政　職　給　料　表

職員の区分	職務の級 / 号給	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級	６　級	７　級	８　級	９　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		

	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100			
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400			
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700			
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900			
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700			
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500			
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100			
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700			
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300			
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900			
定	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600			
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400			
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800			
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500			
年	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000			
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400			
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800			
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200			
前	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600			
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900			
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200			
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500			
再	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800			
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100			
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400			
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700			
任	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000			
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100				
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400				
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700				
用	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900				
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200				
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400				
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700				
短	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900				
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200				
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500				
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800				
時	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000				
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300				
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600				
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800				
間	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000				

	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300				
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600				
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800				
勤	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000				
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000					
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300					
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700					
務	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000					
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300					
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600					
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800					
職	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000					
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300					
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600					
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800					
員	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000					
	78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300					
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600					
	80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800					
以	81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000					
	82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300					
	83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600					
	84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800					
外	85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000					
	86	266,200	305,800	355,700	397,000						
	87	266,500	306,100	356,100	397,400						
	88	266,800	306,400	356,500	397,800						
の	89	267,100	306,700	356,700	398,100						
	90	267,400	307,000	357,100	398,600						
	91	267,700	307,300	357,500	399,000						
	92	268,000	307,600	357,900	399,400						
職	93	268,300	307,800	358,100	399,700						
	94		308,000	358,400							
	95		308,300	358,800							
	96		308,700	359,100							
員	97		308,900	359,400							
	98		309,200	359,800							
	99		309,500	360,200							
	100		309,900	360,600							
	101		310,100	361,100							
	102		310,400	361,500							
	103		310,700	361,900							
	104		311,000	362,300							
	105		311,200	362,800							
	106		311,500	363,200							

	107		311,800	363,500						
	108		312,100	363,800						
	109		312,300	364,200						
	110		312,600							
	111		313,000							
	112		313,300							
	113		313,500							
	114		313,700							
	115		314,000							
	116		314,400							
	117		314,600							
	118		314,800							
	119		315,100							
	120		315,400							
	121		315,700							
	122		315,900							
	123		316,200							
	124		316,500							
	125		316,800							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第９項に規定する職員を除く。

別表第２（第８条関係）

研　究　職　給　料　表

職員の区分	職務の級 / 号給	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	196,200	246,800	338,900	388,500	460,100
	2	197,300	251,100	340,900	389,900	470,300
	3	198,500	253,900	342,900	391,300	480,000
	4	199,600	256,600	344,800	392,700	489,900

	5	200,700	259,200	346,600	394,100	499,800
	6	202,900	260,900	348,600	395,500	509,800
	7	205,000	262,400	350,500	396,800	518,500
	8	207,100	263,900	352,400	398,200	526,400
	9	209,200	265,400	354,100	399,600	534,200
	10	211,200	267,400	355,700	401,100	541,300
	11	213,200	269,300	357,200	402,500	546,600
	12	215,200	271,200	358,800	403,900	551,100
	13	217,200	273,200	360,400	405,200	554,100
	14	219,100	275,400	361,400	406,700	556,100
	15	221,000	277,600	362,400	408,200	
	16	222,800	279,800	363,300	409,700	
	17	224,500	281,900	364,400	411,200	
	18	226,300	284,200	365,600	412,800	
	19	228,100	286,500	366,800	414,400	
	20	229,900	288,900	368,000	416,100	
	21	231,700	291,200	369,200	417,300	
	22	233,500	293,300	370,300	418,700	
	23	235,200	295,400	371,300	420,100	
	24	236,900	297,400	372,300	421,400	
	25	238,600	299,400	373,400	422,700	
	26	240,700	301,300	374,400	424,000	
定	27	242,600	303,200	375,300	425,500	
	28	244,500	305,100	376,300	427,000	
	29	246,400	307,000	377,200	428,200	
	30	247,500	308,500	378,000	429,400	
年	31	248,600	310,000	378,800	431,000	
	32	249,700	311,500	379,600	432,500	
	33	251,100	313,000	380,300	433,800	
	34	252,400	314,500	381,000	435,200	
前	35	253,800	316,000	381,800	436,600	
	36	255,200	317,400	382,600	438,000	
	37	256,600	318,800	383,300	439,400	
	38	258,100	319,700	384,000	440,800	
再	39	259,600	320,600	384,800	442,200	
	40	261,200	321,400	385,600	443,600	
	41	262,600	322,100	386,400	444,700	
	42	263,900	322,600	387,600	446,000	
任	43	265,300	323,100	388,800	447,400	
	44	266,700	323,500	390,000	448,700	
	45	268,200	323,900	390,700	449,500	
	46	269,500	324,400	391,700	450,300	
用	47	270,700	324,900	392,500	451,200	
	48	271,900	325,300	393,200	452,100	
	49	273,100	325,700	393,900	452,900	

短時間勤務職員以外の職	50	274,200	326,100	394,600	453,700	
	51	275,300	326,400	395,200	454,300	
	52	276,400	326,900	395,800	455,100	
	53	277,400	327,300	396,400	455,500	
	54	278,500	327,700	397,100	456,100	
	55	279,500	328,100	397,900	456,600	
	56	280,500	328,400	398,700	457,100	
	57	281,500	328,800	399,300	457,600	
	58	282,200	329,100	400,100		
	59	282,700	329,500	400,800		
	60	283,300	329,800	401,500		
	61	283,900	330,200	402,100		
	62	284,500	330,700	402,800		
	63	285,100	331,300	403,400		
	64	285,600	331,800	404,100		
	65	286,200	332,200	404,800		
	66	286,700	332,800	405,400		
	67	287,300	333,300	406,000		
	68	287,800	333,900	406,700		
	69	288,400	334,400	407,400		
	70	289,100	334,900	407,900		
	71	289,700	335,400	408,500		
	72	290,300	336,000	409,100		
	73	290,900	336,500	409,600		
	74	291,500	337,200	410,200		
	75	292,100	337,900	410,800		
	76	292,800	338,600	411,300		
	77	293,400	339,200	411,800		
	78	294,100	339,800	412,300		
	79	294,800	340,500	412,800		
	80	295,300	341,200	413,500		
	81	295,900	341,900	413,900		
	82	296,500	342,600			
	83	297,200	343,200			
	84	297,800	343,800			
	85	298,300	344,300			
	86	298,900	344,800			
	87	299,600	345,200			
	88	300,200	345,600			
	89	300,700	345,900			
	90	301,300	346,400			
	91	302,000	346,700			
	92	302,600	347,100			
	93	303,200	347,400			
	94	303,800	347,700			

員	95	304,400	348,100			
	96	305,000	348,500			
	97	305,300	349,000			
	98	305,800	349,500			
	99	306,400	350,000			
	100	306,900	350,500			
	101	307,300	351,000			
	102	307,700	351,500			
	103	308,000	351,900			
	104	308,400	352,400			
	105	308,800	352,800			
	106	309,200	353,200			
	107	309,600	353,700			
	108	309,900	354,100			
	109	310,100	354,600			
	110	310,500	355,000			
	111	310,800	355,400			
	112	311,000	355,800			
	113	311,300	356,300			
	114	311,600	356,700			
	115	311,900	357,100			
	116	312,200	357,500			
	117	312,400	358,000			
	118	312,700	358,400			
	119	312,900	358,800			
	120	313,200	359,200			
	121	313,500	359,600			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		230,200	273,400	299,200	343,000	403,400

備考　この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第３（第８条関係）

ア　医　療　職　給　料　表　(1)

職＼職				

員の区分	務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	305,600	415,600	470,300	566,200
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
定	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
年	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
前	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	
再	21	368,500	451,100	506,400	
	22	371,600	452,600	508,100	
	23	374,700	454,000	509,900	
	24	377,700	455,400	511,700	
任	25	380,800	456,800	513,300	
	26	383,100	458,200	515,100	
	27	385,400	459,500	516,900	
	28	387,600	460,900	518,400	
用	29	389,500	462,300	519,800	
	30	391,200	463,600	521,500	
	31	392,900	465,000	523,300	
	32	394,700	466,400	525,000	
短	33	396,400	467,700	526,500	
	34	398,200	469,100	527,800	
	35	399,800	470,400	529,100	
	36	401,100	471,800	530,400	
時	37	402,500	473,200	531,400	
	38	403,900	474,900	532,700	
	39	405,300	476,500	534,000	
	40	406,700	478,000	535,300	

間	41	408,200	479,600	536,300		
	42	408,900	480,800	537,100		
	43	409,500	481,900	537,900		
	44	410,100	483,000	538,700		
勤	45	410,900	484,000	539,600		
	46	411,500	484,900	540,400		
	47	412,100	485,800	541,200		
	48	412,600	486,600	541,900		
務	49	413,100	487,300	542,700		
	50	413,500	488,000	543,500		
	51	414,000	488,700	544,200		
	52	414,400	489,300	545,100		
職	53	414,800	489,900	546,000		
	54	415,100	490,600	546,800		
	55	415,400	491,200	547,700		
	56	415,800	491,800	548,600		
員	57	416,100	492,100	549,400		
	58	416,500	492,700	550,200		
	59	416,800	493,300	551,000		
	60	417,200	494,000	551,700		
以	61	417,600	494,400	552,500		
	62	417,900	495,000	553,400		
	63	418,200	495,700	554,300		
	64	418,500	496,400	555,200		
外	65	418,800	496,800	556,000		
	66		497,400	556,900		
	67		498,000	557,800		
	68		498,500	558,700		
の	69		499,000	559,500		
	70		499,500	560,400		
	71		500,000	561,300		
	72		500,500	562,200		
職	73		500,900	563,000		
	74		501,400			
	75		501,800			
	76		502,200			
員	77		502,700			
	78		503,300			
	79		503,800			
	80		504,200			
	81		504,700			
	82		505,300			
	83		505,900			
	84		506,400			

	85		506,900		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		312,900	356,500	412,800	488,500

備考　この表は、医師及び病院、保健所等に勤務する歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ　　医　療　職　給　料　表　(2)

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級	7　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300
定	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300

年	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000
前	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400
再	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600
任	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800	
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100	
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400	
用	41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700	
	42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000	
	43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300	
	44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600	
短	45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800	
	46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100	
	47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400	
	48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700	
時	49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900	
	50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100	
	51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400	
	52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700	
間	53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900	
	54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800		
	55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500		
	56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100		
勤	57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500		
	58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000		
	59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600		
	60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200		
務	61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600		
	62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100		
	63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600		
	64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100		
職	65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700		
	66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200		
	67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800		
	68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400		

員	69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900		
	70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400		
	71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800		
	72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200		
以	73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500		
	74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000		
	75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400		
	76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800		
外	77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200		
	78	265,000	301,000	338,100	359,700			
	79	265,300	301,200	338,500	359,900			
	80	265,500	301,500	339,000	360,200			
の	81	265,700	301,800	339,500	360,700			
	82	266,000	302,000	339,800	361,000			
	83	266,300	302,300	340,000	361,300			
	84	266,500	302,600	340,300	361,600			
職	85	266,700	302,800	340,700	362,000			
	86		303,000	341,100	362,300			
	87		303,200	341,400	362,600			
	88		303,400	341,700	362,900			
員	89		303,800	342,000	363,300			
	90		304,000	342,200	363,600			
	91		304,200	342,600	363,800			
	92		304,400	342,900	364,100			
	93		304,800	343,100	364,400			
	94		305,000	343,400	364,800			
	95		305,200	343,700	365,200			
	96		305,500	343,900	365,600			
	97		305,800	344,100	366,100			
	98		306,000	344,400	366,500			
	99		306,200	344,700	366,900			
	100		306,500	344,900	367,300			
	101		306,800	345,100	367,800			
	102		307,000	345,300				
	103		307,200	345,700				
	104		307,500	345,900				
	105		307,800	346,100				
	106			346,400				
	107			346,800				
	108			347,200				
	109			347,400				
定年前再		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円

任用短時間勤務職員		201,300	227,900	257,300	271,300	297,800	340,000	383,400

備考　この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、診療放射線技師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ　医　療　職　給　料　表　(3)

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500

	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800
	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100
	38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200
	39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400
	40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600
	41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800
	42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800
	43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900
	44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000
	45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000
	46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500
	47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000
	48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400
	49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000
	50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500
定	51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900
	52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400
	53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900
	54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300
年	55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600
	56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900
	57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300
	58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600	
前	59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300	
	60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900	
	61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500	
	62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100	
再	63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800	
	64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400	
	65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100	
	66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600	
任	67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200	
	68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700	
	69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100	
	70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700	
用	71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100	
	72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400	

	73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700		
	74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200		
短	75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600		
	76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900		
	77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200		
	78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700		
時	79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200		
	80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600		
	81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900		
	82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300		
間	83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800		
	84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200		
	85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600		
	86	295,800	322,600	360,600	379,900			
勤	87	296,300	323,600	361,400	380,500			
	88	296,800	324,600	362,200	381,000			
	89	297,200	325,500	362,800	381,300			
	90	297,700	326,500	363,400	381,800			
務	91	298,200	327,500	364,000	382,100			
	92	298,700	328,500	364,600	382,400			
	93	299,200	329,300	365,000	383,000			
	94	299,600	330,000	365,400	383,500			
職	95	300,100	330,700	365,900	384,000			
	96	300,700	331,300	366,300	384,500			
	97	301,300	331,800	366,800	385,100			
	98	301,800	332,100	367,200	385,600			
員	99	302,300	332,600	367,700	386,100			
	100	302,800	333,200	368,100	386,500			
	101	303,200	333,600	368,400	387,100			
	102	303,700	334,100	368,900	387,600			
以	103	304,100	334,700	369,200	388,100			
	104	304,500	335,200	369,500	388,600			
	105	304,900	335,600	369,900	389,200			
	106	305,300	336,100	370,400	389,600			
外	107	305,700	336,600	370,900	390,100			
	108	306,000	337,100	371,400	390,600			
	109	306,200	337,500	371,900	391,200			
	110	306,500	337,800	372,400	391,600			
の	111	306,700	338,100	372,900	392,100			
	112	307,000	338,400	373,300	392,600			
	113	307,300	338,700	373,700	393,200			
	114	307,500	339,100	374,100	393,600			
職	115	307,800	339,400	374,600	394,100			
	116	308,000	339,700	375,100	394,600			

	117	308,300	339,900	375,500	395,200			
	118	308,500	340,200	376,000				
員	119	308,800	340,500	376,500				
	120	309,100	340,700	377,000				
	121	309,400	340,900	377,300				
	122	309,700	341,200					
	123	310,000	341,500					
	124	310,300	341,800					
	125	310,500	342,000					
	126	310,700	342,300					
	127	311,000	342,600					
	128	311,400	342,800					
	129	311,600	343,000					
	130	311,900	343,200					
	131	312,200	343,500					
	132	312,600	343,700					
	133	312,800	344,000					
	134	313,100	344,400					
	135	313,400	344,800					
	136	313,700	345,200					
	137	313,900	345,500					
	138	314,200	345,900					
	139	314,500	346,300					
	140	314,800	346,700					
	141	315,000	347,000					
	142	315,300	347,400					
	143	315,700	347,700					
	144	316,000	348,100					
	145	316,200	348,400					
	146	316,400	348,800					
	147	316,700	349,200					
	148	317,000	349,600					
	149	317,200	349,900					
	150	317,400	350,300					
	151	317,700	350,700					
	152	318,000	351,100					
	153	318,400	351,400					
	154	318,600						
	155	318,800						
	156	319,100						
	157	319,400						
	158	319,700						
	159	320,000						
	160	320,300						
	161	320,700						

	162 163 164 165 166 167 168 169	321,000 321,300 321,600 322,000 322,300 322,600 322,900 323,300					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 248,800	基準給料月額 円 269,700	基準給料月額 円 277,300	基準給料月額 円 288,100	基準給料月額 円 305,100	基準給料月額 円 343,600

備考　この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第２条　職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（期末手当） 第23条　略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、１００分の126.25を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条第２項第１号及び第２号において「特定幹部職員」という。）にあっては、１００分の106.25を乗じて得た額）に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　略 ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の126.25」とあるのは「１００分の71.25」と、「１００分の106.25」とあるのは「１００分の61.25」とする。 ４～６　略 （勤勉手当） 第24条　略 ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 ⑴　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務	（期末手当） 第23条　略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、１００分の127.5を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条第２項第１号及び第２号において「特定幹部職員」という。）にあっては、１００分の107.5を乗じて得た額）に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　略 ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の127.５」とあるのは「１００分の72.5」と、「１００分の107.５」とあるのは「１００分の62.5」とする。 ４～６　略 （勤勉手当） 第24条　略 ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 ⑴　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務

職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の106.25（特定幹部職員にあっては、１００分の126.25）を乗じて得た額の総額 ⑵　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に１００分の51.25（特定幹部職員にあっては、１００分の61.25）を乗じて得た額の総額 ３～５　略	職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の１０７．５（特定幹部職員にあっては、１００分の１２７．５）を乗じて得た額の総額 ⑵　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に１００分の52.5（特定幹部職員にあっては、１００分の62.5）を乗じて得た額の総額 ３～５　略

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和８年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下この項及び次項において「改正後の条例」という。）第15条第２項第２号、第19条第２項及び第３項並びに第20条第１項第１号及び第２号、附則第14項の２及び第17項並びに別表第１から別表第３までの規定は令和７年４月１日から、改正後の条例第23条第２項及び第３項並びに第24条第２項第１号及び第２号の規定は同年12月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

４　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年12月26日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

和歌山県条例第60号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第１条　一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（給与に関する特例） 第５条　第３条第１号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第１号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。	（給与に関する特例） 第５条　第３条第１号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第１号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	428,000
2	491,000
3	556,000
4	642,000
5	746,000
6	851,000

号給	給料月額
	円
1	414,000
2	475,000
3	538,000
4	621,000
5	722,000
6	824,000

２　第３条第２号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第２号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。 号給 / 給料月額 1 / 358,000円 2 / 395,000 3 / 424,000 ３～７　略 （給与条例の適用除外等） 第６条　略 ２　略 ３　第１号任期付研究員及び第２号任期付研究員に対する給与条例第３条第１項、第19条の４第１項及び第23条第２項の規定の適用については、給与条例第３条第１項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年和歌山県条例第38号。以下「任期付研究員条例」という。）第５条の規定」と、給与条例第19条の４第１項中「人事委員会規則で定める職員（」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付研究員条例第３条第１号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。」と、給与条例第23条第２項中「１００分の127.5を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条第２項第１号及び第２号において「特定幹部職員」という。）にあっては、１００分の107.5を乗じて得た額）」とあるのは「１００分の177.5を乗じて得た額」とする。 附　則 （給料月額の特例措置） ２　略 ３　当分の間、第５条第１項及び第２項の給料表に定める給料月額は、当該給料月額に１００分の99.38を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。	２　第３条第２号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第２号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。 号給 / 給料月額 1 / 346,000円 2 / 382,000 3 / 410,000 ３～７　略 （給与条例の適用除外等） 第６条　略 ２　略 ３　第１号任期付研究員及び第２号任期付研究員に対する給与条例第３条第１項、第19条の４第１項及び第23条第２項の規定の適用については、給与条例第３条第１項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年和歌山県条例第38号。以下「任期付研究員条例」という。）第５条の規定」と、給与条例第19条の４第１項中「人事委員会規則で定める職員（」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付研究員条例第３条第１号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。」と、給与条例第23条第２項中「１００分の１２５を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条第２項第１号及び第２号において「特定幹部職員」という。）にあっては、１００分の１０５を乗じて得た額）」とあるのは「１００分の172.5を乗じて得た額」とする。 附　則 （給料月額の特例措置） ２　略

第２条　一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（給与条例の適用除外等） 第６条　略 ２　略 ３　第１号任期付研究員及び第２号任期付研究員に対する給与条例第３条第１項、第19条の４第１項及び第23条第２項の規定の適用については、給与条例第３条第１項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年和歌山県条例第38号。以下「任期付研究員条例」という。）第５条の規定」と、給与条例第19条の４第１項中「人事委員会規則で定める職員（」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付研究員条例第３条第１号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。」と、給与条例第23条第２項中「１００分の126.25を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条第２項第１号及び第２号において「特定幹部職員」という。）にあっては、１００分	（給与条例の適用除外等） 第６条　略 ２　略 ３　第１号任期付研究員及び第２号任期付研究員に対する給与条例第３条第１項、第19条の４第１項及び第23条第２項の規定の適用については、給与条例第３条第１項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年和歌山県条例第38号。以下「任期付研究員条例」という。）第５条の規定」と、給与条例第19条の４第１項中「人事委員会規則で定める職員（」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付研究員条例第３条第１号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。」と、給与条例第23条第２項中「１００分の127.5を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条第２項第１号及び第２号において「特定幹部職員」という。）にあっては、１００分

の106.25を乗じて得た額）」とあるのは「100分の175を乗じて得た額」とする。	の107.5を乗じて得た額）」とあるのは「100分の177.5を乗じて得た額」とする。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和８年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下この項及び次項において「改正後の条例」という。）第５条第１項及び第２項並びに附則第３項の規定は令和７年４月１日から、改正後の条例第６条第３項の規定は同年12月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

４　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年12月26日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

和歌山県条例第61号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第１条　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（特定任期付職員の給与に関する特例） 第７条　第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。	（特定任期付職員の給与に関する特例） 第７条　第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。
号給 / 給料月額 円 1 / 405,000 2 / 455,000 3 / 508,000 4 / 574,000 5 / 655,000 6 / 765,000 7 / 893,000	号給 / 給料月額 円 1 / 392,000 2 / 440,000 3 / 492,000 4 / 555,000 5 / 634,000 6 / 740,000 7 / 864,000
２～４　略	２～４　略
（特定任期付職員の給与条例等の適用除外等） 第９条　次に掲げる条例の規定は、特定任期付職員には適用しない。 ⑴～⑶　略 ⑷　市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号。以下「市町村立学校職員の給与条例」という。）第10条から第12条の２まで、第16条、第16条の４から第17条の２まで、第17条の４、第18条の２の２、第19条の２、第19条の３及び第21条の２の規定	（特定任期付職員の給与条例等の適用除外等） 第９条　次に掲げる条例の規定は、特定任期付職員には適用しない。 ⑴～⑶　略 ⑷　市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号。以下「市町村立学校職員の給与条例」という。）第10条から第12条の２まで、第16条、第16条の４から第17条の２まで、第17条の４、第18条の２、第19条の２、第19条の３及び第21条の２の規定

２　特定任期付職員に対する職員の給与条例第３条第１項、第14条の３、第19条の４第１項、第23条第２項及び第24条第２項第１号の規定の適用については、職員の給与条例第３条第１項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。）第７条の規定」と、職員の給与条例第14条の３中「医療職給料表⑴の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表⑴の適用を受ける職員及び任期付職員条例第７条第１項の給料表の適用を受ける職員」と、職員の給与条例第19条の４第１項中「人事委員会規則で定める職員（」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第７条第１項の給料表の適用を受ける職員を含む。」と、職員の給与条例第23条第２項中「１００分の127.５を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条第２項第１号及び第２号において「特定幹部職員」という。）にあっては、１００分の107.５を乗じて得た額）」とあるのは「１００分の97.５を乗じて得た額」と、職員の給与条例第24条第２項第１号中「１００分の107.５（特定幹部職員にあっては、１００分の127.５）」とあるのは「１００分の90」とする。

３　特定任期付職員に対する教育職員の給与条例第３条第１項、第15条の６第１項、第19条第２項及び第20条第２項第１号の規定の適用については、教育職員の給与条例第３条第１項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。）第７条の規定」と、教育職員の給与条例第15条の６第１項中「人事委員会規則で定める職員（」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第７条第１項の給料表の適用を受ける職員を含む。」と、教育職員の給与条例第19条第２項中「１００分の127.５」とあるのは「１００分の97.５」と、教育職員の給与条例第20条第２項第１号中「１００分の107.５」とあるのは「１００分の90」とする。

４　特定任期付職員に対する警察職員の給与条例第３条第１項、第19条第１項、第21条第２項及び第22条第２項第１号の規定の適用については、警察職員の給与条例第３条第１項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。）第７条の規定」と、警察職員の給与条例第19条第１項中「人事委員会規則で定める警察官（」とあるのは「人事委員会規則で定める警察官（任期付職員条例第７条第１項の給料表の適用を受ける警察官を含む。」と、警察職員の給与条例第21条第２項中「１００分の127.５を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官（第22条第２項第１号及び第２号において「特定幹部警察官」という。）にあっては、１００分の107.５を乗じて得た額）」とあるのは「１００分の97.５を乗じて得た額」と、警察職員の給与条例第22条第２項第１号中「１００分の107.５（特定幹部警察官にあっては、１００分の127.５）」とあるのは「１００分の90」とする。

５　略

附　則

（給料月額の特例措置）

２・３　略

２　特定任期付職員に対する職員の給与条例第３条第１項、第14条の３、第19条の４第１項、第23条第２項及び第24条第２項第１号の規定の適用については、職員の給与条例第３条第１項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。）第７条の規定」と、職員の給与条例第14条の３中「医療職給料表⑴の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表⑴の適用を受ける職員及び任期付職員条例第７条第１項の給料表の適用を受ける職員」と、職員の給与条例第19条の４第１項中「人事委員会規則で定める職員（」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第７条第１項の給料表の適用を受ける職員を含む。」と、職員の給与条例第23条第２項中「１００分の１２５を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条第２項第１号及び第２号において「特定幹部職員」という。）にあっては、１００分の１０５を乗じて得た額）」とあるのは「１００分の95を乗じて得た額」と、職員の給与条例第24条第２項第１号中「１００分の１０５（特定幹部職員にあっては、１００分の１２５）」とあるのは「１００分の87.５」とする。

３　特定任期付職員に対する教育職員の給与条例第３条第１項、第15条の６第１項、第19条第２項及び第20条第２項第１号の規定の適用については、教育職員の給与条例第３条第１項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。）第７条の規定」と、教育職員の給与条例第15条の６第１項中「人事委員会規則で定める職員（」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第７条第１項の給料表の適用を受ける職員を含む。」と、教育職員の給与条例第19条第２項中「１００分の１２５」とあるのは「１００分の95」と、教育職員の給与条例第20条第２項第１号中「１００分の１０５」とあるのは「１００分の87.５」とする。

４　特定任期付職員に対する警察職員の給与条例第３条第１項、第19条第１項、第21条第２項及び第22条第２項第１号の規定の適用については、警察職員の給与条例第３条第１項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。）第７条の規定」と、警察職員の給与条例第19条第１項中「人事委員会規則で定める警察官（」とあるのは「人事委員会規則で定める警察官（任期付職員条例第７条第１項の給料表の適用を受ける警察官を含む。」と、警察職員の給与条例第21条第２項中「１００分の１２５を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官（第22条第２項第１号及び第２号において「特定幹部警察官」という。）にあっては、１００分の１０５を乗じて得た額）」とあるのは「１００分の95を乗じて得た額」と、警察職員の給与条例第22条第２項第１号中「１００分の１０５（特定幹部警察官にあっては、１００分の１２５）」とあるのは「１００分の87.５」とする。

５　略

附　則

（給料月額の特例措置）

２・３　略

４　当分の間、第７条第１項の給料表に定める給料月額は、当該給料月額に１００分の99.38を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。	

第２条　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（特定任期付職員の給与条例等の適用除外等） 第９条　略 ２　特定任期付職員に対する職員の給与条例第３条第１項、第14条の３、第19条の４第１項、第23条第２項及び第24条第２項第１号の規定の適用については、職員の給与条例第３条第１項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。）第７条の規定」と、職員の給与条例第14条の３中「医療職給料表⑴の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表⑴の適用を受ける職員及び任期付職員条例第７条第１項の給料表の適用を受ける職員」と、職員の給与条例第19条の４第１項中「人事委員会規則で定める職員（」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第７条第１項の給料表の適用を受ける職員を含む。」と、職員の給与条例第23条第２項中「１００分の126.25を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条第２項第１号及び第２号において「特定幹部職員」という。）にあっては、１００分の106.25を乗じて得た額）」とあるのは「１００分の96.25を乗じて得た額」と、職員の給与条例第24条第２項第１号中「１００分の106.25（特定幹部職員にあっては、１００分の126.25）」とあるのは「１００分の88.75」とする。 ３　特定任期付職員に対する教育職員の給与条例第３条第１項、第15条の６第１項、第19条第２項及び第20条第２項第１号の規定の適用については、教育職員の給与条例第３条第１項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。）第７条の規定」と、教育職員の給与条例第15条の６第１項中「人事委員会規則で定める職員（」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第７条第１項の給料表の適用を受ける職員を含む。」と、教育職員の給与条例第19条第２項中「１００分の126.25」とあるのは「１００分の96.25」と、教育職員の給与条例第20条第２項第１号中「１００分の106.25」とあるのは「１００分の88.75」とする。 ４　特定任期付職員に対する警察職員の給与条例第３条第１項、第19条第１項、第21条第２項及び第22条第２項第１号の規定の適用については、警察職員の給与条例第３条第１項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。）第７条の規定」と、警察職員の給与条例第19条第１項中「人事委員会規則で定める警察官（」とあるのは「人事委員会規則で定める警察官（任期付職員条例第７条第１項の給料表の適用を受ける警察官を含む。」と、警	（特定任期付職員の給与条例等の適用除外等） 第９条　略 ２　特定任期付職員に対する職員の給与条例第３条第１項、第14条の３、第19条の４第１項、第23条第２項及び第24条第２項第１号の規定の適用については、職員の給与条例第３条第１項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。）第７条の規定」と、職員の給与条例第14条の３中「医療職給料表⑴の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表⑴の適用を受ける職員及び任期付職員条例第７条第１項の給料表の適用を受ける職員」と、職員の給与条例第19条の４第１項中「人事委員会規則で定める職員（」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第７条第１項の給料表の適用を受ける職員を含む。」と、職員の給与条例第23条第２項中「１００分の127.５を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（第24条第２項第１号及び第２号において「特定幹部職員」という。）にあっては、１００分の107.５を乗じて得た額）」とあるのは「１００分の97.5を乗じて得た額」と、職員の給与条例第24条第２項第１号中「１００分の107.５（特定幹部職員にあっては、１００分の127.５）」とあるのは「１００分の90」とする。 ３　特定任期付職員に対する教育職員の給与条例第３条第１項、第15条の６第１項、第19条第２項及び第20条第２項第１号の規定の適用については、教育職員の給与条例第３条第１項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。）第７条の規定」と、教育職員の給与条例第15条の６第１項中「人事委員会規則で定める職員（」とあるのは「人事委員会規則で定める職員（任期付職員条例第７条第１項の給料表の適用を受ける職員を含む。」と、教育職員の給与条例第19条第２項中「１００分の127.５」とあるのは「１００分の97.５」と、教育職員の給与条例第20条第２項第１号中「１００分の107.５」とあるのは「１００分の90」とする。 ４　特定任期付職員に対する警察職員の給与条例第３条第１項、第19条第１項、第21条第２項及び第22条第２項第１号の規定の適用については、警察職員の給与条例第３条第１項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号。以下「任期付職員条例」という。）第７条の規定」と、警察職員の給与条例第19条第１項中「人事委員会規則で定める警察官（」とあるのは「人事委員会規則で定める警察官（任期付職員条例第７条第１項の給料表の適用を受ける警察官を含む。」と、警

察職員の給与条例第21条第２項中「１００分の126.25を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官（第22条第２項第１号及び第２号において「特定幹部警察官」という。）にあっては、１００分の106.25を乗じて得た額）」とあるのは「１００分の96.25を乗じて得た額」と、警察職員の給与条例第22条第２項第１号中「１００分の106.25（特定幹部警察官にあっては、１００分の126.25）」とあるのは「１００分の88.75」とする。 ５　略	察職員の給与条例第21条第２項中「１００分の127.5を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官（第22条第２項第１号及び第２号において「特定幹部警察官」という。）にあっては、１００分の107.5を乗じて得た額）」とあるのは「１００分の97.5を乗じて得た額」と、警察職員の給与条例第22条第２項第１号中「１００分の107.5（特定幹部警察官にあっては、１００分の127.5）」とあるのは「１００分の90」とする。 ５　略

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和８年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下この項及び次項において「改正後の条例」という。）第７条第１項及び附則第４項の規定は令和７年４月１日から、改正後の条例第９条第２項から第４項までの規定は同年12月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

４　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年12月26日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

和歌山県条例第62号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第１条　会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年和歌山県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（期末手当） 第７条　略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその会計年度任用職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　略 ３～５　略 （勤勉手当） 第７条の２　略 ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の会計年度任用職員の勤	（期末手当） 第７条　略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその会計年度任用職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　略 ３～５　略 （勤勉手当） 第７条の２　略 ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の会計年度任用職員の勤

勉手当基礎額に１００分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
３～５　略

別表（第４条関係）

業務の種別	基礎額	上限額
一般事務の補助業務	194,586円	199,058円
一般事務に関する業務	194,586円	205,418円
高度の知識及び経験等を要する一般事務に関する業務	194,586円	221,219円
相当高度の知識及び経験等を要する一般事務に関する業務	194,586円	236,126円
資格免許を要する業務及びそれに準ずる一般事務に関する業務	236,126円	254,611円
断続的な業務	194,586円	194,586円
医療業務	253,120円	279,754円
給料表適用教育職員が行う業務に準ずる業務	253,518円	280,251円

勉手当基礎額に１００分の１０５を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
３～５　略

別表（第４条関係）

業務の種別	基礎額	上限額
一般事務の補助業務	183,500円	188,000円
一般事務に関する業務	183,500円	194,500円
高度の知識及び経験等を要する一般事務に関する業務	183,500円	210,600円
相当高度の知識及び経験等を要する一般事務に関する業務	183,500円	225,600円
資格免許を要する業務及びそれに準ずる一般事務に関する業務	225,600円	246,000円
断続的な業務	183,500円	183,500円
医療業務	240,600円	269,200円
給料表適用教育職員が行う業務に準ずる業務	241,900円	270,600円

第２条　会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（期末手当） 第７条　略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその会計年度任用職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　略 ３～５　略 （勤勉手当） 第７条の２　略 ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に１００分の106.25を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 ３～５　略	（期末手当） 第７条　略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその会計年度任用職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　略 ３～５　略 （勤勉手当） 第７条の２　略 ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に１００分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 ３～５　略

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和８年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下この項及び次項において「改正後の条例」という。）別表の規定は令和７年４月１日から、改正後の条例第７条第２項及び第７条の２第２項の規定は同年12月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

４　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年12月26日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

和歌山県条例第63号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県の事務処理の特例に関する条例（平成11年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>（市町村が処理する事務の範囲等）
第２条　次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。
<table><tr><th>事務</th><th>市町村</th></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>13　医療法（昭和23年法律第２０５号。以下この項において「法」という。）及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下この項において「施行規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの
⑴　略
<u>⑵　法第６条の３第１項及び第２項の規定による報告の受理</u>
<u>⑶</u>～<u>⑸</u>　略
<u>⑹　法第30条の18の４第１項の規定による報告の受理、同条第２項の規定による確認並びに同条第４項の規定による報告の受理及び確認</u>
<u>⑺</u>・<u>⑻</u>　略</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>33　建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第３３８号。以下この項において「施行令」という。）、和歌山県建築基準法施行条例（平成13年和歌山県条例第23号。以下この項において「条例」という。）並びに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの
⑴～⑮　略
⑯　施行令第１１５条の２第１項第４号ただし書、第１３１条の２第</td><td>略</td></tr></table></td><td>（市町村が処理する事務の範囲等）
第２条　次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。
<table><tr><th>事務</th><th>市町村</th></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>13　医療法（昭和23年法律第２０５号。以下この項において「法」という。）及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下この項において「施行規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの
⑴　略
<u>⑵</u>～<u>⑷</u>　略
<u>⑸</u>・<u>⑹</u>　略</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>33　建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第３３８号。以下この項において「施行令」という。）、和歌山県建築基準法施行条例（平成13年和歌山県条例第23号。以下この項において「条例」という。）並びに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの
⑴～⑮　略
⑯　施行令第１１５条の２第１項第４号ただし書、第１３１条の２第</td><td>略</td></tr></table></td></tr>
</table>

２項及び第３項、第137条の12第11項及び第12項並びに第137条の16第２号の規定による認定に係る知事に提出すべき申請書の受理 ⑰・⑱　略	
略	

２項及び第３項、第137条の12第６項及び第７項並びに第137条の16第２号の規定による認定に係る知事に提出すべき申請書の受理 ⑰・⑱　略	
略	

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年12月26日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

和歌山県条例第64号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成18年和歌山県条例第87号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
別表第２（第３条関係） １～５　略 ６　運営 ⑴～⑼　略 ⑽　幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、法第27条の２第１項各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 ⑾～㉘　略 ７　略	別表第２（第３条関係） １～５　略 ６　運営 ⑴～⑼　略 ⑽　幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 ⑾～㉘　略 ７　略

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年12月26日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

和歌山県条例第65号

和歌山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

和歌山県建築基準法施行条例（平成13年和歌山県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（特定の建築物の敷地に対する適用除外） 第15条　次に掲げる建築物の敷地については、第６条、第８条、第９条、第12条及び第13条の規	（特定の建築物の敷地に対する適用除外） 第15条　次に掲げる建築物の敷地については、第６条、第８条、第９条、第12条及び第13条の規

定は、適用しない。 ⑴～⑸　略 ⑹　令第１３７条の12第11項の規定による範囲の認定を受けた建築物	定は、適用しない。 ⑴～⑸　略 ⑹　令第１３７条の12第６項の規定による範囲の認定を受けた建築物

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年12月26日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

和歌山県条例第66号

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第１条　教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（通勤手当） 第15条の３　略 ２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（定年前再任用短時間勤務職員、修学部分休業職員（地方公務員法第26条の２第１項の規定による承認を受けた職員をいう。）及び高齢者部分休業職員（地方公務員法第26条の３第１項の規定による承認を受けた職員をいう。）のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に係る第２号に定める額にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。 ⑴　略 ⑵　前項第２号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額 ア　自転車等（イの自動車を除く。以下この号において同じ。）を使用する職員 (ｱ)・(ｲ)　略 (ｳ)　自転車等の使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員　7,300円 (ｴ)　自転車等の使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員　１万４００円 (ｵ)　自転車等の使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員　１万3,500円 (ｶ)　自転車等の使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員　１万6,600円 (ｷ)　自転車等の使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員　１万9,700円 (ｸ)　自転車等の使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員　２万2,800円 (ｹ)　自転車等の使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員　２万5,900円 (ｺ)　自転車等の使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員　２万9,100円	（通勤手当） 第15条の３　略 ２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（定年前再任用短時間勤務職員、修学部分休業職員（地方公務員法第26条の２第１項の規定による承認を受けた職員をいう。）及び高齢者部分休業職員（地方公務員法第26条の３第１項の規定による承認を受けた職員をいう。）のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に係る第２号に定める額にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。 ⑴　略 ⑵　前項第２号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額 ア　自転車等（イの自動車を除く。以下この号において同じ。）を使用する職員 (ｱ)・(ｲ)　略 (ｳ)　自転車等の使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員　7,100円 (ｴ)　自転車等の使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員　１万円 (ｵ)　自転車等の使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員　１万2,900円 (ｶ)　自転車等の使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員　１万5,800円 (ｷ)　自転車等の使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員　１万8,700円 (ｸ)　自転車等の使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員　２万1,600円 (ｹ)　自転車等の使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員　２万4,400円 (ｺ)　自転車等の使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員　２万6,200円

㈷　自転車等の使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員　３万2,300円	㈷　自転車等の使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員　２万8,000円
㈸　自転車等の使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員　３万5,500円	㈸　自転車等の使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員　２万9,800円
㈹　自転車等の使用距離が片道60キロメートル以上である職員　３万8,700円	㈹　自転車等の使用距離が片道60キロメートル以上である職員　３万1,600円
イ　自動車（人事委員会規則で定めるものに限る。イにおいて同じ。）を使用する職員（自動車を使用し、かつ、自動車以外のものを使用する職員を含む。）	イ　自動車（人事委員会規則で定めるものに限る。イにおいて同じ。）を使用する職員（自動車を使用し、かつ、自動車以外のものを使用する職員を含む。）
㈠・㈡　略	㈠・㈡　略
㈢　自動車の使用距離が片道８キロメートル以上12キロメートル未満である職員　7,400円	
㈣　自動車の使用距離が片道12キロメートル以上15キロメートル未満である職員　１万100円	
㈤　自動車の使用距離が片道15キロメートル以上16キロメートル未満である職員　１万400円	
㈥　自動車の使用距離が片道16キロメートル以上20キロメートル未満である職員　１万2,800円	
㈦　自動車の使用距離が片道20キロメートル以上48キロメートル未満である職員　１万2,800円に自動車の使用距離が片道16キロメートルを超える４キロメートルごとに2,700円を加算した額	㈢　自動車の使用距離が片道８キロメートル以上48キロメートル未満である職員　4,700円に自動車の使用距離が片道４キロメートルを超える４キロメートルごとに2,700円を加算した額
㈧　自動車の使用距離が片道48キロメートル以上52キロメートル未満である職員　３万3,100円	
㈨　自動車の使用距離が片道52キロメートル以上55キロメートル未満である職員　３万4,500円	
㈩　自動車の使用距離が片道55キロメートル以上56キロメートル未満である職員　３万5,500円	
㈪　自動車の使用距離が片道56キロメートル以上60キロメートル未満である職員　３万5,900円	
㈫　自動車の使用距離が片道60キロメートル以上68キロメートル未満である職員　３万8,700円	
㈬　自動車の使用距離が片道68キロメートル以上80キロメートル未満である職員　３万8,700円に自動車の使用距離が片道64キロメートルを超える４キロメートルごとに1,400円を加算した額	㈣　自動車の使用距離が片道48キロメートル以上80キロメートル未満である職員　３万1,700円に自動車の使用距離が片道44キロメートルを超える４キロメートルごとに1,400円を加算した額
㈭　略	㈤　略
㈢　略	㈢　略
３～９　略	３～９　略
（宿日直手当）	（宿日直手当）
第18条　略	第18条　略
２　宿日直手当の額は、勤務１回につき4,700円（人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては、6,400円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の２分の１に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務その他人事委員会規則で定めるものにあっては、その額は、7,050円（人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては、9,600円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。	２　宿日直手当の額は、勤務１回につき4,400円（人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては6,100円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の２分の１に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務その他人事委員会規則で定めるものにあっては、その額は、6,600円（人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては、9,150円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

３　略

（期末手当）
第19条　略
２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、１００分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
⑴～⑷　略
３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の127.５」とあるのは、「１００分の72.5」とする。
４～６　略

（勤勉手当）
第20条　略
２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
⑴　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の107.5を乗じて得た額の総額
⑵　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に１００分の52.5を乗じて得た額の総額
３～５　略

（義務教育等教員特別手当）
第20条の２　高等学校、特別支援学校及び中学校に勤務する職員には、月額8,600円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じ、校務類型（人事委員会規則で定める校務の種類をいう。）に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、人事委員会規則で定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。
２　略

附　則
（給料月額の特例措置）
10　略

10の２　当分の間、別表第２及び別表第３の給料表に定める給料月額は、当該給料月額に１００分の99.38を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

（特定日以後の給料月額の特例措置）
12　附則第10項の２の規定にかかわらず、当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の４月１日（附則第14項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第８条の２第２項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第９条第１項、第10条第２項及び第３項並びに第11条の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に１００分の99.38を乗じて得た

３　略

（期末手当）
第19条　略
２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、１００分の１２５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
⑴～⑷　略
３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２５」とあるのは、「１００分の70」とする。
４～６　略

（勤勉手当）
第20条　略
２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
⑴　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の１０５を乗じて得た額の総額
⑵　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に１００分の50を乗じて得た額の総額
３～５　略

（義務教育等教員特別手当）
第20条の２　高等学校、特別支援学校及び中学校に勤務する職員には、月額8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。

２　略

附　則
（給料月額の特例措置）
10　略

（特定日以後の給料月額の特例措置）
12　当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の４月１日（附則第14項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第８条の２第２項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第９条第１項、第10条第２項及び第３項並びに第11条の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に１００分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたと

額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に１００分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。）とする。ただし、退職手当の額を算出する場合におけるこの項本文の規定の適用については、「額に１００分の99．38を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」とあるのは、「額」とする。	きはこれを切り捨て、50円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。）とする。
13～19　略	13～19　略

別表第２及び別表第３を次のように改める。

別表第２（第８条関係）

高等学校等教育職員給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	１　級	２　級	特　２　級	３　級	４　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	212,900	259,800	332,500	389,400	464,700
	2	215,300	261,200	334,300	390,900	466,500
	3	217,600	262,600	336,100	392,300	468,300
	4	219,900	264,000	337,800	393,700	470,100
	5	222,100	265,400	339,400	395,100	471,800
	6	224,400	266,600	341,300	396,500	473,500
	7	226,600	267,800	343,200	398,000	475,400
	8	228,800	269,000	345,000	399,400	477,200
	9	231,000	270,300	346,800	400,700	478,900
	10	233,200	271,400	348,800	402,100	480,500
	11	235,400	272,500	350,600	403,600	482,100
	12	237,600	273,700	352,300	405,100	483,600
	13	239,800	275,000	354,000	406,400	485,100
	14	241,900	276,700	355,700	407,900	486,400
	15	244,000	278,400	357,200	409,400	487,800
	16	246,100	280,100	358,800	410,900	489,100
	17	248,200	281,800	360,400	412,300	490,300
	18	250,000	283,800	361,700	413,900	490,900
	19	251,700	286,000	362,900	415,500	491,500
	20	253,400	288,200	364,000	417,000	492,200
	21	255,100	290,400	365,300	418,200	492,800
	22	256,400	292,600	366,900	419,600	
	23	257,700	294,800	368,500	421,000	
	24	258,900	296,900	370,000	422,300	
	25	260,100	298,900	371,400	423,900	
	26	261,300	300,800	373,000	425,300	
	27	262,500	302,700	374,500	426,600	

	28	263,700	304,500	376,000	428,000	
	29	264,800	306,300	377,500	429,400	
	30	265,800	308,200	379,100	430,700	
	31	266,900	310,000	380,700	432,200	
	32	267,900	311,700	382,200	433,700	
	33	269,000	313,400	383,700	435,300	
	34	270,100	315,200	385,300	436,700	
	35	271,300	316,900	386,800	438,300	
	36	272,600	318,500	388,300	439,800	
	37	273,800	320,100	389,800	441,500	
	38	274,900	321,800	391,300	443,000	
	39	276,100	323,600	392,800	444,600	
	40	277,200	325,300	394,200	446,200	
	41	278,500	326,600	395,500	447,700	
	42	279,500	328,500	397,000	449,200	
定	43	280,500	330,300	398,400	450,400	
	44	281,400	332,000	399,800	451,600	
	45	282,000	333,600	401,300	452,800	
	46	282,800	335,500	402,900	454,100	
年	47	283,600	337,200	404,500	455,300	
	48	284,400	338,900	405,900	456,500	
	49	285,100	340,600	407,100	457,600	
	50	285,900	342,300	408,500	458,800	
前	51	286,600	344,000	409,900	460,000	
	52	287,400	345,700	411,200	461,200	
	53	288,200	347,400	412,400	462,400	
	54	289,000	348,700	413,600	463,600	
再	55	289,700	350,000	414,900	464,800	
	56	290,500	351,300	416,200	466,000	
	57	291,200	352,800	417,500	467,100	
	58	291,800	354,400	418,800	467,700	
任	59	292,600	355,900	420,200	468,200	
	60	293,400	357,500	421,400	468,700	
	61	294,100	358,900	422,600	469,200	
	62	294,700	360,500	424,000		
用	63	295,500	362,100	425,400		
	64	296,100	363,500	426,700		
	65	297,100	365,000	427,900		
	66	297,900	366,600	429,100		
短	67	298,600	368,200	430,400		
	68	299,300	369,700	431,800		
	69	299,900	371,200	433,100		
	70	300,600	372,800	434,300		
時	71	301,300	374,300	435,300		
	72	302,000	375,800	436,500		

	73	302,700	377,300	437,700		
	74	303,400	378,900	438,800		
間	75	304,100	380,500	440,000		
	76	304,600	382,000	441,000		
	77	305,200	383,400	442,100		
	78	305,800	384,800	443,100		
勤	79	306,500	386,200	444,100		
	80	307,100	387,500	445,100		
	81	307,600	388,800	446,000		
	82	308,200	390,200	446,800		
務	83	308,900	391,500	447,600		
	84	309,600	392,800	448,400		
	85	310,200	393,900	449,100		
	86	311,000	395,300	449,500		
職	87	311,700	396,600	449,900		
	88	312,300	397,900	450,300		
	89	313,000	399,100	450,700		
	90	313,800	400,400	451,000		
員	91	314,600	401,500	451,300		
	92	315,400	402,700	451,500		
	93	315,900	403,900	451,800		
	94	316,700	405,000	452,100		
以	95	317,500	406,200	452,400		
	96	318,300	407,400	452,600		
	97	318,900	408,800	452,800		
	98	319,600	409,800	453,100		
外	99	320,400	410,800	453,400		
	100	321,100	411,800	453,600		
	101	321,900	412,700	453,800		
	102	322,700	413,700	454,100		
の	103	323,600	414,800	454,400		
	104	324,400	415,900	454,600		
	105	325,000	416,600	454,800		
	106	325,800	417,500			
職	107	326,600	418,400			
	108	327,400	419,300			
	109	328,100	420,100			
	110	328,500	420,900			
員	111	328,800	421,700			
	112	329,300	422,500			
	113	329,800	423,100			
	114	330,200	423,800			
	115	330,600	424,500			
	116	331,000	425,200			

	117	331,500	425,800			
	118	332,000	426,300			
	119	332,400	426,600			
	120	332,900	426,900			
	121	333,400	427,200			
	122	333,800	427,500			
	123	334,200	427,800			
	124	334,700	428,000			
	125	335,200	428,200			
	126	335,500	428,500			
	127	335,800	428,800			
	128	336,100	429,000			
	129	336,300	429,200			
	130	336,600	429,500			
	131	336,900	429,800			
	132	337,100	430,000			
	133	337,300	430,200			
	134	337,500	430,500			
	135	337,700	430,800			
	136	338,000	431,000			
	137	338,300	431,200			
	138	338,500	431,500			
	139	338,800	431,800			
	140	339,100	432,000			
	141	339,300	432,200			
	142	339,500	432,500			
	143	339,800	432,800			
	144	340,000	433,000			
	145	340,300	433,200			
	146	340,500				
	147	340,800				
	148	341,100				
	149	341,300				
	150	341,500				
	151	341,800				
	152	342,100				
	153	342,300				
定年前再任用短時間		基準給料月額 円 247,200	基準給料月額 円 288,900	基準給料月額 円 319,100	基準給料月額 円 348,200	基準給料月額 円 436,000

勤務職員						

備考　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第３（第８条関係）

中学校教育職員給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	１　級	２　級	特　２　級	３　級	４　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	212,900	234,000	332,500	361,900	448,100
	2	215,300	236,400	334,300	363,400	449,400
	3	217,600	238,800	336,100	364,900	450,600
	4	219,900	241,300	337,800	366,300	451,900
	5	222,100	243,700	339,400	367,700	453,000
	6	224,400	246,100	341,300	369,000	454,100
	7	226,600	248,500	343,200	370,300	455,300
	8	228,800	251,000	345,000	371,700	456,500
	9	231,000	253,400	346,800	373,100	457,800
	10	233,200	255,000	348,800	374,400	459,000
	11	235,400	256,600	350,600	375,700	460,100
	12	237,600	258,200	352,300	376,900	461,200
	13	239,800	259,800	354,000	378,100	462,400
	14	241,900	261,200	355,700	379,400	463,200
	15	244,000	262,600	357,200	380,600	464,000
	16	246,100	264,000	358,800	381,800	464,900
	17	248,200	265,400	360,400	382,800	465,800
	18	250,000	266,600	361,700	384,000	466,200
	19	251,700	267,800	362,900	385,200	466,700
	20	253,400	269,000	364,000	386,300	467,200
	21	255,100	270,300	365,300	387,300	467,700
	22	256,400	271,400	366,700	388,500	
	23	257,700	272,500	368,100	389,700	
	24	258,900	273,700	369,400	390,800	
	25	260,100	275,000	370,600	391,800	
	26	261,200	276,700	372,000	393,000	
	27	262,300	278,400	373,300	394,100	
	28	263,400	280,100	374,600	395,200	
	29	264,600	281,800	375,800	396,300	
	30	265,700	283,800	377,200	397,500	
	31	266,800	286,000	378,500	398,700	

	32	267,800	288,200	379,800	399,800	
	33	268,900	290,400	381,100	400,800	
	34	269,900	292,600	382,300	401,900	
	35	270,900	294,800	383,400	403,100	
	36	272,000	296,900	384,600	404,300	
	37	273,200	298,900	385,800	405,500	
	38	274,100	300,800	387,000	406,800	
	39	275,100	302,700	388,200	407,900	
	40	276,200	304,500	389,300	409,100	
	41	277,400	306,300	390,400	410,200	
	42	278,500	308,200	391,600	411,500	
	43	279,600	310,000	392,800	412,500	
	44	280,700	311,700	393,900	413,600	
定	45	281,600	313,400	395,000	414,800	
	46	282,400	315,200	396,300	416,000	
	47	283,200	316,900	397,500	417,200	
	48	284,000	318,500	398,600	418,400	
年	49	284,600	320,100	399,500	419,500	
	50	285,400	321,800	400,700	420,500	
	51	286,100	323,600	401,700	421,800	
	52	286,800	325,300	402,800	423,000	
前	53	287,600	326,600	403,600	424,200	
	54	288,400	328,500	404,700	425,300	
	55	289,000	330,300	405,700	426,400	
	56	289,700	332,000	406,700	427,500	
再	57	290,400	333,600	407,800	428,500	
	58	291,200	335,500	408,800	429,700	
	59	292,000	337,200	409,900	430,900	
	60	292,600	338,900	411,000	432,100	
任	61	293,200	340,600	412,000	432,700	
	62	293,900	342,300	413,100	433,500	
	63	294,600	344,000	414,200	434,200	
	64	295,100	345,700	415,200	434,700	
用	65	295,800	347,400	416,100	435,000	
	66	296,500	348,700	417,000	435,300	
	67	297,100	350,000	418,000	435,700	
	68	297,700	351,300	419,000	436,100	
短	69	298,400	352,800	419,800	436,400	
	70	299,100	354,300	420,600	436,800	
	71	299,700	355,800	421,300	437,100	
	72	300,400	357,300	422,100	437,400	
時	73	300,900	358,600	422,800	437,700	
	74	301,500	360,100	423,400	438,000	
	75	302,200	361,600	424,100	438,300	
	76	302,700	363,000	424,800	438,600	

間	77	303,300	364,400	425,400	438,800	
	78	303,900	365,900	426,100	439,100	
	79	304,500	367,400	426,600	439,400	
	80	305,100	368,900	427,200	439,600	
勤	81	305,600	370,200	427,600	439,800	
	82	306,100	371,500	428,000		
	83	306,700	372,800	428,300		
	84	307,300	374,000	428,500		
務	85	307,700	375,200	428,700		
	86	308,100	376,400	429,000		
	87	308,600	377,500	429,300		
	88	309,100	378,600	429,500		
職	89	309,500	379,600	429,700		
	90	310,000	380,700	430,000		
	91	310,400	381,800	430,300		
	92	310,900	382,900	430,500		
員	93	311,200	384,000	430,700		
	94	311,700	385,100	431,000		
	95	312,200	386,100	431,300		
	96	312,600	387,200	431,500		
以	97	312,900	388,200	431,700		
	98	313,300	389,200	432,000		
	99	313,700	390,100	432,300		
	100	314,100	391,000	432,500		
外	101	314,500	391,800	432,700		
	102	314,800	392,800	433,000		
	103	315,100	393,600	433,300		
	104	315,400	394,500	433,500		
の	105	315,600	395,300	433,700		
	106	315,900	396,200			
	107	316,200	397,100			
	108	316,400	398,000			
職	109	316,600	398,800			
	110	316,800	399,800			
	111	317,100	400,700			
	112	317,400	401,600			
員	113	317,600	402,200			
	114	317,800	403,100			
	115	318,000	404,000			
	116	318,300	404,900			
	117	318,600	405,700			
	118	318,800	406,400			
	119	319,100	407,200			
	120	319,400	408,000			

	121	319,600	408,600			
	122	319,800	409,300			
	123	320,000	410,000			
	124	320,300	410,600			
	125	320,600	411,200			
	126		411,900			
	127		412,400			
	128		413,000			
	129		413,600			
	130		414,200			
	131		414,700			
	132		415,200			
	133		415,500			
	134		415,800			
	135		416,000			
	136		416,300			
	137		416,600			
	138		416,900			
	139		417,200			
	140		417,500			
	141		417,800			
	142		418,100			
	143		418,400			
	144		418,700			
	145		418,900			
	146		419,200			
	147		419,500			
	148		419,700			
	149		419,900			
	150		420,200			
	151		420,500			
	152		420,700			
	153		420,900			
	154		421,200			
	155		421,500			
	156		421,700			
	157		421,900			
定年前再任用短時間		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		238,400	285,800	314,300	341,600	425,600

勤務職員						

備考　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

第２条　教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（期末手当） 第19条　略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、１００分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　略 ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の126.25」とあるのは、「１００分の71.25」とする。 ４～６　略	（期末手当） 第19条　略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、１００分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　略 ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の127.5」とあるのは、「１００分の72.5」とする。 ４～６　略
（勤勉手当） 第20条　略 ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 ⑴　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の106.25を乗じて得た額の総額 ⑵　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に１００分の51.25を乗じて得た額の総額 ３～５　略	（勤勉手当） 第20条　略 ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 ⑴　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の107.5を乗じて得た額の総額 ⑵　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に１００分の52.5を乗じて得た額の総額 ３～５　略
別表第２（第８条関係） 高等学校等教育職員給料表 略 備考　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が、３級である職員の給料月額はこの表の額に11,500円を、４級である職員の給料月額はこの表の額に3,800円をそれぞれ加算した額とする。	別表第２（第８条関係） 高等学校等教育職員給料表 略 備考　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。
別表第３（第８条関係） 中学校教育職員給料表 略 備考　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が、３級である職員の給料月額はこの表の額に11,500円を、４級である職員の給料月額はこの表の額に4,000円をそれぞれ加	別表第３（第８条関係） 中学校教育職員給料表 略 備考　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

算した額とする。	

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

⑴　第１条中第20条の２第１項の改正規定並びに第２条中別表第２及び別表第３の改正規定　令和８年１月１日

⑵　第２条中第19条第２項及び第３項並びに第20条第２項第１号及び第２号の改正規定　令和８年４月１日

２　第１条の規定による改正後の教育職員の給与に関する条例（以下この項及び次項において「改正後の条例」という。）第15条の３第２項第２号及び第18条第２項、附則第10項の２及び第12項並びに別表第２及び別表第３の規定は令和７年４月１日から、改正後の条例第19条第２項及び第３項並びに第20条第２項第１号及び第２号の規定は同年12月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

４　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年12月26日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

和歌山県条例第67号

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第１条　市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（定義） 第２条　略 ２　この条例において、「教育職員」とは、職員のうちから学校栄養職員及び事務職員を除いたものをいう。	（定義） 第２条　略 ２　この条例において、「教育職員」とは、職員のうちから学校栄養職員及び事務職員（以下「学校栄養職員等」という。）を除いたものをいう。
（超過勤務手当） 第17条　正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた学校栄養職員、事務職員及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第３条第１項に規定する指導改善研修被認定者（以下この条及び第19条の２において「学校栄養職員等」という。）には、その勤務の全時間に対して、勤務１時間につき第８条に定める勤務１時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ１００	（超過勤務手当） 第17条　正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた学校栄養職員等には、その勤務の全時間に対して、勤務１時間につき第８条に定める勤務１時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ１００分の１２５から１００分の１５０までの範囲内で教育委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合には、その割合に１００分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として

分の１２５から１００分の１５０までの範囲内で教育委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合には、その割合に１００分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

⑴・⑵　略

２～６　略

（通勤手当）

第17条の３　略

２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（定年前再任用短時間勤務職員、修学部分休業職員（地方公務員法第26条の２第１項の規定による承認を受けた職員をいう。）及び高齢者部分休業職員（地方公務員法第26条の３第１項の規定による承認を受けた職員をいう。）のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して教育委員会規則で定める職員に係る第２号に定める額にあっては、その額から、その額に教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。

⑴　略

⑵　前項第２号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

ア　自転車等（イの自動車を除く。以下この号において同じ。）を使用する職員

㋐・㋑　略

㋒　自転車等の使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員　7,300円

㋓　自転車等の使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員　１万４００円

㋔　自転車等の使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員　１万3,500円

㋕　自転車等の使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員　１万6,600円

㋖　自転車等の使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員　１万9,700円

㋗　自転車等の使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員　２万2,800円

㋘　自転車等の使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員　２万5,900円

㋙　自転車等の使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員　２万9,100円

㋚　自転車等の使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員　３万2,300円

㋛　自転車等の使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員　３万5,500円

㋜　自転車等の使用距離が片道60キロメートル以上である職員　３万8,700円

イ　自動車（教育委員会規則で定めるものに限る。イにおいて同じ。）を使用する職員（自動車を使用し、かつ、自動車以外のものを使用する職員を含む。）

㋐・㋑　略

㋒　自動車の使用距離が片道８キロメートル以上12キロメートル未満である職員　7,400円

㋓　自動車の使用距離が片道12キロメートル以上15キロメートル未満である職員

支給する。

⑴・⑵　略

２～６　略

（通勤手当）

第17条の３　略

２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（定年前再任用短時間勤務職員、修学部分休業職員（地方公務員法第26条の２第１項の規定による承認を受けた職員をいう。）及び高齢者部分休業職員（地方公務員法第26条の３第１項の規定による承認を受けた職員をいう。）のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して教育委員会規則で定める職員に係る第２号に定める額にあっては、その額から、その額に教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。

⑴　略

⑵　前項第２号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

ア　自転車等（イの自動車を除く。以下この号において同じ。）を使用する職員

㋐・㋑　略

㋒　自転車等の使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員　7,100円

㋓　自転車等の使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員　１万円

㋔　自転車等の使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員　１万2,900円

㋕　自転車等の使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員　１万5,800円

㋖　自転車等の使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員　１万8,700円

㋗　自転車等の使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員　２万1,600円

㋘　自転車等の使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員　２万4,400円

㋙　自転車等の使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員　２万6,200円

㋚　自転車等の使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員　２万8,000円

㋛　自転車等の使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員　２万9,800円

㋜　自転車等の使用距離が片道60キロメートル以上である職員　３万1,600円

イ　自動車（教育委員会規則で定めるものに限る。イにおいて同じ。）を使用する職員（自動車を使用し、かつ、自動車以外のものを使用する職員を含む。）

㋐・㋑　略

１万１００円
㈭　自動車の使用距離が片道15キロメートル以上16キロメートル未満である職員
１万４００円
㈮　自動車の使用距離が片道16キロメートル以上20キロメートル未満である職員
１万2,800円
㈯　自動車の使用距離が片道20キロメートル以上48キロメートル未満である職員
１万2,800円に自動車の使用距離が片道16キロメートルを超える４キロメートルごとに2,700円を加算した額
㈰　自動車の使用距離が片道48キロメートル以上52キロメートル未満である職員
３万3,100円
㈱　自動車の使用距離が片道52キロメートル以上55キロメートル未満である職員
３万4,500円
㈲　自動車の使用距離が片道55キロメートル以上56キロメートル未満である職員
３万5,500円
㈳　自動車の使用距離が片道56キロメートル以上60キロメートル未満である職員
３万5,900円
㈴　自動車の使用距離が片道60キロメートル以上68キロメートル未満である職員
３万8,700円
㈵　自動車の使用距離が片道68キロメートル以上80キロメートル未満である職員
３万8,700円に自動車の使用距離が片道64キロメートルを超える４キロメートルごとに1,400円を加算した額
㈶　略
⑶　略
３～９　略

（特殊勤務手当）
第18条　次の各号のいずれかに該当する職員には、それぞれ当該各号に掲げる手当を特殊勤務手当として支給する。

⑴～⑷　略
２　略

第18条の２　略

（宿日直手当）
第19条　略
２　宿日直手当の額は、勤務１回につき4,700円（教育委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては、6,400円）を超えない範囲内において教育委員会が人事委員会と協議して定める。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の２分の１に相当する時間である日で教育委員会規則で定めるものに退出時から引き続いて行われる宿日直勤務その他教育委員会規則で定めるものにあっては、その額は、7,050円（教育委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては、9,600円）を超えない範囲内において教育委員会が人事委員会と協議して定める額とする。
３　略

㈭　自動車の使用距離が片道８キロメートル以上48キロメートル未満である職員
4,700円に自動車の使用距離が片道４キロメートルを超える４キロメートルごとに2,700円を加算した額
㈮　略
⑶　略
３～９　略

（特殊勤務手当）
第18条　次の各号のいずれかに該当する職員には、それぞれ当該各号に掲げる手当を特殊勤務手当として支給する。
⑴　多級小学校（義務教育学校の前期課程（児童を２学級以上に編成するものに限る。）を含む。）の３以上の学年をもって編成する学級を担任する職員　準単級手当
⑵　小学校、中学校又は義務教育学校の２の学年で編成されている学級を担当する職員のうち、教育委員会が必要と認める者　複式手当
⑶～⑹　略
２　略

第18条の２　略

（宿日直手当）
第19条　略
２　宿日直手当の額は、勤務１回につき4,400円（教育委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては、6,100円）を超えない範囲内において教育委員会が人事委員会と協議して定める。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の２分の１に相当する時間である日で教育委員会規則で定めるものに退出時から引き続いて行われる宿日直勤務その他教育委員会規則で定めるものにあっては、その額は、6,600円（教育委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては、9,150円）を超えない範囲内において教育委員会が人事委員会と協議して定める額とする。
３　略

（夜勤手当） 第19条の３　正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前５時までの間に勤務することを命ぜられた学校栄養職員及び事務職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき第８条に定める勤務１時間当たりの給与額の１００分の25を夜勤手当として支給する。	（夜勤手当） 第19条の３　正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前５時までの間に勤務することを命ぜられた学校栄養職員等には、その間に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき第８条に定める勤務１時間当たりの給与額の１００分の25を夜勤手当として支給する。
（義務教育等教員特別手当） 第21条の２　小学校、中学校、義務教育学校又は高等学校に勤務する教育職員には、月額8,600円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じ、校務類型（教育委員会規則で定める校務の種類をいう。）に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、教育委員会規則で定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。	（義務教育等教員特別手当） 第21条の２　小学校、中学校、義務教育学校又は高等学校に勤務する教育職員には、月額8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じて、教育委員会規則で定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。
２　略	２　略
附　則 （給料月額の特例措置） ８　略	附　則 （給料月額の特例措置） ８　略
８の２　当分の間、別表第１から別表第３までの給料表に定める給料月額は、当該給料月額に100分の99.38を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。	
（特定日以後の給料月額の特例措置） 11　附則第８項の２の規定にかかわらず、当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の４月１日（附則第13項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第10条の２第２項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第11条第１項、第12条第２項及び第３項並びに第13条の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に１００分の99.38を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に１００分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。）とする。ただし、退職手当の額を算出する場合におけるこの項本文の規定の適用については、「額に１００分の99.38を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」とあるのは、「額」とする。	（特定日以後の給料月額の特例措置） 11　当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の４月１日（附則第13項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第10条の２第２項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第11条第１項、第12条第２項及び第３項並びに第13条の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に１００分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。）とする。
12～18　略	12～18　略

別表第１から別表第３までを次のように改める。

別表第１（第10条関係）

小学校、中学校等教育職員給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	１　級	２　級	特　２　級	３　級	４　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円

	1	212,900	234,000	332,500	361,900	448,100
	2	215,300	236,400	334,300	363,400	449,400
	3	217,600	238,800	336,100	364,900	450,600
	4	219,900	241,300	337,800	366,300	451,900
	5	222,100	243,700	339,400	367,700	453,000
	6	224,400	246,100	341,300	369,000	454,100
	7	226,600	248,500	343,200	370,300	455,300
	8	228,800	251,000	345,000	371,700	456,500
	9	231,000	253,400	346,800	373,100	457,800
	10	233,200	255,000	348,800	374,400	459,000
	11	235,400	256,600	350,600	375,700	460,100
	12	237,600	258,200	352,300	376,900	461,200
	13	239,800	259,800	354,000	378,100	462,400
	14	241,900	261,200	355,700	379,400	463,200
	15	244,000	262,600	357,200	380,600	464,000
	16	246,100	264,000	358,800	381,800	464,900
	17	248,200	265,400	360,400	382,800	465,800
	18	250,000	266,600	361,700	384,000	466,200
	19	251,700	267,800	362,900	385,200	466,700
	20	253,400	269,000	364,000	386,300	467,200
	21	255,100	270,300	365,300	387,300	467,700
	22	256,400	271,400	366,700	388,500	
	23	257,700	272,500	368,100	389,700	
	24	258,900	273,700	369,400	390,800	
	25	260,100	275,000	370,600	391,800	
	26	261,200	276,700	372,000	393,000	
	27	262,300	278,400	373,300	394,100	
	28	263,400	280,100	374,600	395,200	
	29	264,600	281,800	375,800	396,300	
	30	265,700	283,800	377,200	397,500	
	31	266,800	286,000	378,500	398,700	
	32	267,800	288,200	379,800	399,800	
	33	268,900	290,400	381,100	400,800	
	34	269,900	292,600	382,300	401,900	
	35	270,900	294,800	383,400	403,100	
	36	272,000	296,900	384,600	404,300	
	37	273,200	298,900	385,800	405,500	
	38	274,100	300,800	387,000	406,800	
	39	275,100	302,700	388,200	407,900	
	40	276,200	304,500	389,300	409,100	
	41	277,400	306,300	390,400	410,200	
	42	278,500	308,200	391,600	411,500	
	43	279,600	310,000	392,800	412,500	
	44	280,700	311,700	393,900	413,600	
定	45	281,600	313,400	395,000	414,800	

	46	282,400	315,200	396,300	416,000	
	47	283,200	316,900	397,500	417,200	
	48	284,000	318,500	398,600	418,400	
年	49	284,600	320,100	399,500	419,500	
	50	285,400	321,800	400,700	420,500	
	51	286,100	323,600	401,700	421,800	
	52	286,800	325,300	402,800	423,000	
前	53	287,600	326,600	403,600	424,200	
	54	288,400	328,500	404,700	425,300	
	55	289,000	330,300	405,700	426,400	
	56	289,700	332,000	406,700	427,500	
再	57	290,400	333,600	407,800	428,500	
	58	291,200	335,500	408,800	429,700	
	59	292,000	337,200	409,900	430,900	
	60	292,600	338,900	411,000	432,100	
任	61	293,200	340,600	412,000	432,700	
	62	293,900	342,300	413,100	433,500	
	63	294,600	344,000	414,200	434,200	
	64	295,100	345,700	415,200	434,700	
用	65	295,800	347,400	416,100	435,000	
	66	296,500	348,700	417,000	435,300	
	67	297,100	350,000	418,000	435,700	
	68	297,700	351,300	419,000	436,100	
短	69	298,400	352,800	419,800	436,400	
	70	299,100	354,300	420,600	436,800	
	71	299,700	355,800	421,300	437,100	
	72	300,400	357,300	422,100	437,400	
時	73	300,900	358,600	422,800	437,700	
	74	301,500	360,100	423,400	438,000	
	75	302,200	361,600	424,100	438,300	
	76	302,700	363,000	424,800	438,600	
間	77	303,300	364,400	425,400	438,800	
	78	303,900	365,900	426,100	439,100	
	79	304,500	367,400	426,600	439,400	
	80	305,100	368,900	427,200	439,600	
勤	81	305,600	370,200	427,600	439,800	
	82	306,100	371,500	428,000		
	83	306,700	372,800	428,300		
	84	307,300	374,000	428,500		
務	85	307,700	375,200	428,700		
	86	308,100	376,400	429,000		
	87	308,600	377,500	429,300		
	88	309,100	378,600	429,500		
職	89	309,500	379,600	429,700		
	90	310,000	380,700	430,000		

	91	310,400	381,800	430,300		
	92	310,900	382,900	430,500		
員	93	311,200	384,000	430,700		
	94	311,700	385,100	431,000		
	95	312,200	386,100	431,300		
	96	312,600	387,200	431,500		
以	97	312,900	388,200	431,700		
	98	313,300	389,200	432,000		
	99	313,700	390,100	432,300		
	100	314,100	391,000	432,500		
外	101	314,500	391,800	432,700		
	102	314,800	392,800	433,000		
	103	315,100	393,600	433,300		
	104	315,400	394,500	433,500		
の	105	315,600	395,300	433,700		
	106	315,900	396,200			
	107	316,200	397,100			
	108	316,400	398,000			
職	109	316,600	398,800			
	110	316,800	399,800			
	111	317,100	400,700			
	112	317,400	401,600			
員	113	317,600	402,200			
	114	317,800	403,100			
	115	318,000	404,000			
	116	318,300	404,900			
	117	318,600	405,700			
	118	318,800	406,400			
	119	319,100	407,200			
	120	319,400	408,000			
	121	319,600	408,600			
	122	319,800	409,300			
	123	320,000	410,000			
	124	320,300	410,600			
	125	320,600	411,200			
	126		411,900			
	127		412,400			
	128		413,000			
	129		413,600			
	130		414,200			
	131		414,700			
	132		415,200			
	133		415,500			
	134		415,800			
	135		416,000			

	136		416,300			
	137		416,600			
	138		416,900			
	139		417,200			
	140		417,500			
	141		417,800			
	142		418,100			
	143		418,400			
	144		418,700			
	145		418,900			
	146		419,200			
	147		419,500			
	148		419,700			
	149		419,900			
	150		420,200			
	151		420,500			
	152		420,700			
	153		420,900			
	154		421,200			
	155		421,500			
	156		421,700			
	157		421,900			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		238,400	285,800	314,300	341,600	425,600

備考　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第２（第10条関係）

高等学校等教育職員給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	１　級	２　級	特　２　級	３　級	４　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	212,900	259,800	332,500	389,400	464,700

	2	215,300	261,200	334,300	390,900	466,500
	3	217,600	262,600	336,100	392,300	468,300
	4	219,900	264,000	337,800	393,700	470,100
	5	222,100	265,400	339,400	395,100	471,800
	6	224,400	266,600	341,300	396,500	473,500
	7	226,600	267,800	343,200	398,000	475,400
	8	228,800	269,000	345,000	399,400	477,200
	9	231,000	270,300	346,800	400,700	478,900
	10	233,200	271,400	348,800	402,100	480,500
	11	235,400	272,500	350,600	403,600	482,100
	12	237,600	273,700	352,300	405,100	483,600
	13	239,800	275,000	354,000	406,400	485,100
	14	241,900	276,700	355,700	407,900	486,400
	15	244,000	278,400	357,200	409,400	487,800
	16	246,100	280,100	358,800	410,900	489,100
	17	248,200	281,800	360,400	412,300	490,300
	18	250,000	283,800	361,700	413,900	490,900
	19	251,700	286,000	362,900	415,500	491,500
	20	253,400	288,200	364,000	417,000	492,200
	21	255,100	290,400	365,300	418,200	492,800
	22	256,400	292,600	366,900	419,600	
	23	257,700	294,800	368,500	421,000	
	24	258,900	296,900	370,000	422,300	
	25	260,100	298,900	371,400	423,900	
	26	261,300	300,800	373,000	425,300	
	27	262,500	302,700	374,500	426,600	
	28	263,700	304,500	376,000	428,000	
	29	264,800	306,300	377,500	429,400	
	30	265,800	308,200	379,100	430,700	
	31	266,900	310,000	380,700	432,200	
	32	267,900	311,700	382,200	433,700	
	33	269,000	313,400	383,700	435,300	
	34	270,100	315,200	385,300	436,700	
	35	271,300	316,900	386,800	438,300	
	36	272,600	318,500	388,300	439,800	
	37	273,800	320,100	389,800	441,500	
	38	274,900	321,800	391,300	443,000	
	39	276,100	323,600	392,800	444,600	
	40	277,200	325,300	394,200	446,200	
	41	278,500	326,600	395,500	447,700	
	42	279,500	328,500	397,000	449,200	
定	43	280,500	330,300	398,400	450,400	
	44	281,400	332,000	399,800	451,600	
	45	282,000	333,600	401,300	452,800	
	46	282,800	335,500	402,900	454,100	

年	47	283,600	337,200	404,500	455,300		
	48	284,400	338,900	405,900	456,500		
	49	285,100	340,600	407,100	457,600		
	50	285,900	342,300	408,500	458,800		
前	51	286,600	344,000	409,900	460,000		
	52	287,400	345,700	411,200	461,200		
	53	288,200	347,400	412,400	462,400		
	54	289,000	348,700	413,600	463,600		
再	55	289,700	350,000	414,900	464,800		
	56	290,500	351,300	416,200	466,000		
	57	291,200	352,800	417,500	467,100		
	58	291,800	354,400	418,800	467,700		
任	59	292,600	355,900	420,200	468,200		
	60	293,400	357,500	421,400	468,700		
	61	294,100	358,900	422,600	469,200		
	62	294,700	360,500	424,000			
用	63	295,500	362,100	425,400			
	64	296,100	363,500	426,700			
	65	297,100	365,000	427,900			
	66	297,900	366,600	429,100			
短	67	298,600	368,200	430,400			
	68	299,300	369,700	431,800			
	69	299,900	371,200	433,100			
	70	300,600	372,800	434,300			
時	71	301,300	374,300	435,300			
	72	302,000	375,800	436,500			
	73	302,700	377,300	437,700			
	74	303,400	378,900	438,800			
間	75	304,100	380,500	440,000			
	76	304,600	382,000	441,000			
	77	305,200	383,400	442,100			
	78	305,800	384,800	443,100			
勤	79	306,500	386,200	444,100			
	80	307,100	387,500	445,100			
	81	307,600	388,800	446,000			
	82	308,200	390,200	446,800			
務	83	308,900	391,500	447,600			
	84	309,600	392,800	448,400			
	85	310,200	393,900	449,100			
	86	311,000	395,300	449,500			
職	87	311,700	396,600	449,900			
	88	312,300	397,900	450,300			
	89	313,000	399,100	450,700			
	90	313,800	400,400	451,000			
員	91	314,600	401,500	451,300			

	92	315,400	402,700	451,500		
	93	315,900	403,900	451,800		
	94	316,700	405,000	452,100		
以	95	317,500	406,200	452,400		
	96	318,300	407,400	452,600		
	97	318,900	408,800	452,800		
	98	319,600	409,800	453,100		
外	99	320,400	410,800	453,400		
	100	321,100	411,800	453,600		
	101	321,900	412,700	453,800		
	102	322,700	413,700	454,100		
の	103	323,600	414,800	454,400		
	104	324,400	415,900	454,600		
	105	325,000	416,600	454,800		
	106	325,800	417,500			
職	107	326,600	418,400			
	108	327,400	419,300			
	109	328,100	420,100			
	110	328,500	420,900			
員	111	328,800	421,700			
	112	329,300	422,500			
	113	329,800	423,100			
	114	330,200	423,800			
	115	330,600	424,500			
	116	331,000	425,200			
	117	331,500	425,800			
	118	332,000	426,300			
	119	332,400	426,600			
	120	332,900	426,900			
	121	333,400	427,200			
	122	333,800	427,500			
	123	334,200	427,800			
	124	334,700	428,000			
	125	335,200	428,200			
	126	335,500	428,500			
	127	335,800	428,800			
	128	336,100	429,000			
	129	336,300	429,200			
	130	336,600	429,500			
	131	336,900	429,800			
	132	337,100	430,000			
	133	337,300	430,200			
	134	337,500	430,500			
	135	337,700	430,800			
	136	338,000	431,000			

	137	338,300	431,200			
	138	338,500	431,500			
	139	338,800	431,800			
	140	339,100	432,000			
	141	339,300	432,200			
	142	339,500	432,500			
	143	339,800	432,800			
	144	340,000	433,000			
	145	340,300	433,200			
	146	340,500				
	147	340,800				
	148	341,100				
	149	341,300				
	150	341,500				
	151	341,800				
	152	342,100				
	153	342,300				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		247,200	288,900	319,100	348,200	436,000

備考　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第３（第10条関係）

学校栄養職員給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500

	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700
定	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500
年	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300
前	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200
再	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800
任	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600
用	41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600
	42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600
	43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600
	44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500
短	45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300
	46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100
	47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000
	48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800
時	49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300
	50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100
	51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900

	52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700
間	53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100
	54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800
	55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500
	56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100
勤	57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500
	58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000
	59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600
	60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200
務	61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600
	62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100
	63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600
	64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100
職	65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700
	66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200
	67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800
	68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400
員	69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900
	70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400
	71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800
	72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200
以	73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500
	74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000
	75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400
	76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800
外	77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200
	78	265,000	301,000	338,100	359,700	
	79	265,300	301,200	338,500	359,900	
	80	265,500	301,500	339,000	360,200	
の	81	265,700	301,800	339,500	360,700	
	82	266,000	302,000	339,800	361,000	
	83	266,300	302,300	340,000	361,300	
	84	266,500	302,600	340,300	361,600	
職	85	266,700	302,800	340,700	362,000	
	86		303,000	341,100	362,300	
	87		303,200	341,400	362,600	
	88		303,400	341,700	362,900	
員	89		303,800	342,000	363,300	
	90		304,000	342,200	363,600	
	91		304,200	342,600	363,800	
	92		304,400	342,900	364,100	
	93		304,800	343,100	364,400	
	94		305,000	343,400	364,800	
	95		305,200	343,700	365,200	
	96		305,500	343,900	365,600	

	97		305,800	344,100	366,100	
	98		306,000	344,400	366,500	
	99		306,200	344,700	366,900	
	100		306,500	344,900	367,300	
	101		306,800	345,100	367,800	
	102		307,000	345,300		
	103		307,200	345,700		
	104		307,500	345,900		
	105		307,800	346,100		
	106			346,400		
	107			346,800		
	108			347,200		
	109			347,400		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		201,300	227,900	257,300	271,300	297,800

第２条　市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
別表第１（第10条関係） 小学校、中学校等教育職員給料表 略 備考　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が、３級である職員の給料月額はこの表の額に11,500円を、４級である職員の給料月額はこの表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。	別表第１（第10条関係） 小学校、中学校等教育職員給料表 略 備考　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。
別表第２（第10条関係） 高等学校等教育職員給料表 略 備考　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が、３級である職員の給料月額はこの表の額に11,500円を、４級である職員の給料月額はこの表の額に3,800円をそれぞれ加算した額とする。	別表第２（第10条関係） 高等学校等教育職員給料表 略 備考　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１条中第２条第２項、第17条第１項、第18条第１項、第19条の３及び第21条の２第１項の改正規定並びに第２条の規定並びに附則第４項の規定は、令和８年１月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例（以下この項から附則第４項までにおいて「改正後の条例」という。）第17条の３第２項第２号及び第19条第２項、附則第８項の２及び第11項並びに別表第１から別表第３までの規定は、令和７年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の市町村立学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（経過措置）

４　附則第１項ただし書に規定する規定の施行の日前に教育公務員特例法（昭和24年法律第１号）第25条第１項の規定による認定を受けた者であって同日の前日までに同条第４項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する超過勤務手当及び休日勤務手当の支給については、改正後の条例第２条第２項、第17条及び第19条の２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（教育委員会規則への委任）

５　前２項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年12月26日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

和歌山県条例第68号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（教職調整額の支給等） 第３条　義務教育諸学校等の教育職員（教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号。以下「教育職員の給与条例」という。）及び市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号。以下「市町村立学校職員の給与条例」という。）の別表の高等学校等教育職員給料表、中学校教育職員給料表又は小学校、中学校等教育職員給料表の適用を受ける者に限る。第３項及び第７条において同じ。）のうちその属する職務の級がこれらの給料表の特２級、２級又は１級である者（指導改善研修被認定者（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第３条第１項に規定する指導改善研修被認定者をいう。第３項において同じ。）を除く。）には、その者の給料月額の１００分の10に相当する額の教職調整額を支給する。 ２　略 ３　義務教育諸学校等の教育職員（管理職手当を受ける者及び指導改善研修被認定者を除く。第	（教職調整額の支給等） 第３条　義務教育諸学校等の教育職員（教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号。以下「教育職員の給与条例」という。）及び市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号。以下「市町村立学校職員の給与条例」という。）の別表の高等学校等教育職員給料表、中学校教育職員給料表又は小学校、中学校等教育職員給料表の適用を受ける者に限る。第３項及び第７条において同じ。）のうちその属する職務の級がこれらの給料表の特２級、２級又は１級である者には、その者の給料月額の１００分の４に相当する額の教職調整額を支給する。 ２　略 ３　義務教育諸学校等の教育職員（管理職手当を受ける者を除く。第７条において同じ。）につ

７条において同じ。）については、教育職員の給与条例第17条及び第18条の２の規定は、適用しない。 付　則 （教職調整額の支給額の特例措置） ２・３　略 ４　次の表の左欄に掲げる期間における第３条第１項の規定の適用については、同項中「１００分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 令和８年１月１日から同年12月31日まで　１００分の５ 令和９年１月１日から同年12月31日まで　１００分の６ 令和10年１月１日から同年12月31日まで　１００分の７ 令和11年１月１日から同年12月31日まで　１００分の８ 令和12年１月１日から同年12月31日まで　１００分の９	いては、教育職員の給与条例第17条及び第18条の２の規定は、適用しない。 付　則 （教職調整額の支給額の特例措置） ２・３　略

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前に教育公務員特例法（昭和24年法律第１号）第25条第１項の規定による認定を受けた者であって同日の前日までに同条第４項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する教職調整額並びに超過勤務手当及び休日勤務手当の支給については、この条例による改正後の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第３条第１項及び第３項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

和歌山県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年12月26日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

和歌山県条例第69号

和歌山県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例（平成20年和歌山県条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
別表第２（第４条関係） 知事以外の執行機関　事務 教育委員会　略	別表第２（第４条関係） 知事以外の執行機関　事務 教育委員会　略

略	略

監査委員	地方自治法（昭和22年法律第67号）第２４２条第１項の規定による請求に関する事務であって規則で定めるもの
略	略

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年12月26日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

和歌山県条例第70号

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第１条　警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（通勤手当） 第13条　略 ２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる警察官の区分に応じ、当該各号に定める額（第13条の３第１項の規定により在宅勤務等手当を支給される警察官、定年前再任用短時間勤務警察官、修学部分休業警察官（地方公務員法第26条の２第１項の規定による承認を受けた警察官をいう。）及び高齢者部分休業警察官（地方公務員法第26条の３第１項の規定による承認を受けた警察官をいう。）（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める警察官に限る。）に係る第２号に定める額にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。 ⑴　略 ⑵　前項第２号に掲げる警察官　次に掲げる警察官の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額 ア　自転車等（イの自動車を除く。以下この号において同じ。）を使用する警察官 (ｱ)・(ｲ)　略 (ｳ)　自転車等の使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である警察官　7,300円 (ｴ)　自転車等の使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である警察官　１万400円 (ｵ)　自転車等の使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である警察官　１万3,500円 (ｶ)　自転車等の使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である警察官　１万6,600円 (ｷ)　自転車等の使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である警察官　１万9,700円 (ｸ)　自転車等の使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である警察官　２万2,800円	（通勤手当） 第13条　略 ２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる警察官の区分に応じ、当該各号に定める額（第13条の３第１項の規定により在宅勤務等手当を支給される警察官、定年前再任用短時間勤務警察官、修学部分休業警察官（地方公務員法第26条の２第１項の規定による承認を受けた警察官をいう。）及び高齢者部分休業警察官（地方公務員法第26条の３第１項の規定による承認を受けた警察官をいう。）（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める警察官に限る。）に係る第２号に定める額にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。 ⑴　略 ⑵　前項第２号に掲げる警察官　次に掲げる警察官の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額 ア　自転車等（イの自動車を除く。以下この号において同じ。）を使用する警察官 (ｱ)・(ｲ)　略 (ｳ)　自転車等の使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である警察官　7,100円 (ｴ)　自転車等の使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である警察官　１万円 (ｵ)　自転車等の使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である警察官　１万2,900円 (ｶ)　自転車等の使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である警察官　１万5,800円 (ｷ)　自転車等の使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である警察官　１万8,700円 (ｸ)　自転車等の使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である警察官　２万1,600円

㈦　自転車等の使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である警察官　２万5,900円	㈦　自転車等の使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である警察官　２万4,400円
㈧　自転車等の使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である警察官　２万9,100円	㈧　自転車等の使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である警察官　２万6,200円
㈨　自転車等の使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である警察官　３万2,300円	㈨　自転車等の使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である警察官　２万8,000円
㈩　自転車等の使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である警察官　３万5,500円	㈩　自転車等の使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である警察官　２万9,800円
㈠　自転車等の使用距離が片道60キロメートル以上である警察官　３万8,700円	㈠　自転車等の使用距離が片道60キロメートル以上である警察官　３万1,600円
イ　自動車（人事委員会規則で定めるものに限る。イにおいて同じ。）を使用する警察官（自動車を使用し、かつ、自動車以外のものを使用する警察官を含む。）	イ　自動車（人事委員会規則で定めるものに限る。イにおいて同じ。）を使用する警察官（自動車を使用し、かつ、自動車以外のものを使用する警察官を含む。）
㈠・㈡　略	㈠・㈡　略
㈢　自動車の使用距離が片道８キロメートル以上12キロメートル未満である警察官　7,400円	
㈣　自動車の使用距離が片道12キロメートル以上15キロメートル未満である警察官　１万100円	
㈤　自動車の使用距離が片道15キロメートル以上16キロメートル未満である警察官　１万400円	
㈥　自動車の使用距離が片道16キロメートル以上20キロメートル未満である警察官　１万2,800円	
㈦　自動車の使用距離が片道20キロメートル以上48キロメートル未満である警察官　１万2,800円に自動車の使用距離が片道16キロメートルを超える４キロメートルごとに2,700円を加算した額	㈢　自動車の使用距離が片道８キロメートル以上48キロメートル未満である警察官　4,700円に自動車の使用距離が片道４キロメートルを超える４キロメートルごとに2,700円を加算した額
㈧　自動車の使用距離が片道48キロメートル以上52キロメートル未満である警察官　３万3,100円	
㈨　自動車の使用距離が片道52キロメートル以上55キロメートル未満である警察官　３万4,500円	
㈩　自動車の使用距離が片道55キロメートル以上56キロメートル未満である警察官　３万5,500円	
㈠　自動車の使用距離が片道56キロメートル以上60キロメートル未満である警察官　３万5,900円	
㈡　自動車の使用距離が片道60キロメートル以上68キロメートル未満である警察官　３万8,700円	
㈢　自動車の使用距離が片道68キロメートル以上80キロメートル未満である警察官　３万8,700円に自動車の使用距離が片道64キロメートルを超える４キロメートルごとに1,400円を加算した額	㈣　自動車の使用距離が片道48キロメートル以上80キロメートル未満である警察官　３万1,700円に自動車の使用距離が片道44キロメートルを超える４キロメートルごとに1,400円を加算した額
㈣　略	㈤　略
㈢　略	㈢　略
３～９　略	３～９　略
（宿日直手当）	（宿日直手当）
第17条　略	第17条　略
２　宿日直手当の額は、勤務１回につき4,700円（人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては、7,700円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の２分の１に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行	２　宿日直手当の額は、勤務１回につき4,400円（人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては、7,400円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の２分の１に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行

われる宿日直勤務その他人事委員会規則で定めるものにあっては、その額は、7,050円（人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては、１万1,550円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。
３　略

（期末手当）
第21条　略
２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、１００分の127.5を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官（第22条第２項第１号及び第２号において「特定幹部警察官」という。）にあっては、１００分の107.5を乗じて得た額）に、基準日以前６箇月以内の期間における当該警察官の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
⑴～⑷　略
３　定年前再任用短時間勤務警察官に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の127.5」とあるのは「１００分の72.5」と、「１００分の107.5」とあるのは「１００分の62.5」とする。
４～６　略

（勤勉手当）
第22条　略
２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該警察官に所属する次の各号に掲げる警察官の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
⑴　前項の警察官のうち定年前再任用短時間勤務警察官以外の警察官　当該警察官の勤勉手当基礎額に当該警察官がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した警察官にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の107.5（特定幹部警察官にあっては、１００分の127.5）を乗じて得た額の総額
⑵　前項の警察官のうち定年前再任用短時間勤務警察官　当該定年前再任用短時間勤務警察官の勤勉手当基礎額に１００分の52.5（特定幹部警察官にあっては、１００分の62.5）を乗じて得た額の総額
３～５　略

附　則
（給料月額の特例措置）
８　略

８の２　当分の間、別表第２の給料表に定める給料月額は、当該給料月額に１００分の99.38を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

（特定日以後の給料月額の特例措置）
10　附則第８項の２の規定にかかわらず、当分の間、警察官の給料月額は、当該警察官が60歳に達した日後における最初の４月１日（附則第12項及び第14項において「特定日」という。）以後、当該警察官に適用される給料表の給料月額

われる宿日直勤務その他人事委員会規則で定めるものにあっては、その額は、6,600円（人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては、１万1,100円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。
３　略

（期末手当）
第21条　略
２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、１００分の１２５を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官（第22条第２項第１号及び第２号において「特定幹部警察官」という。）にあっては、１００分の１０５を乗じて得た額）に、基準日以前６箇月以内の期間における当該警察官の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
⑴～⑷　略
３　定年前再任用短時間勤務警察官に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２５」とあるのは「１００分の70」と、「１００分の１０５」とあるのは「１００分の60」とする。
４～６　略

（勤勉手当）
第22条　略
２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該警察官に所属する次の各号に掲げる警察官の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
⑴　前項の警察官のうち定年前再任用短時間勤務警察官以外の警察官　当該警察官の勤勉手当基礎額に当該警察官がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した警察官にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の１０５（特定幹部警察官にあっては、１００分の１２５）を乗じて得た額の総額
⑵　前項の警察官のうち定年前再任用短時間勤務警察官　当該定年前再任用短時間勤務警察官の勤勉手当基礎額に１００分の50（特定幹部警察官にあっては、１００分の60）を乗じて得た額の総額
３～５　略

附　則
（給料月額の特例措置）
８　略

（特定日以後の給料月額の特例措置）
10　当分の間、警察官の給料月額は、当該警察官が60歳に達した日後における最初の４月１日（附則第12項及び第14項において「特定日」という。）以後、当該警察官に適用される給料表の給料月額のうち、第７条の２第２項の規定によ

のうち、第７条の２第２項の規定により当該警察官の属する職務の級並びに第８条第１項並びに第９条第２項及び第３項の規定により当該警察官の受ける号給に応じた額に１００分の99.38を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に１００分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。）とする。ただし、退職手当の額を算出する場合におけるこの項本文の規定の適用については、「額に１００分の99.38を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」とあるのは、「額」とする。	り当該警察官の属する職務の級並びに第８条第１項並びに第９条第２項及び第３項の規定により当該警察官の受ける号給に応じた額に１００分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。）とする。
11～19　略	11～19　略

別表第２を次のように改める。

別表第２（第７条関係）

警　察　官　給　料　表

職員の区分	職務の級 / 号給	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級	６　級	７　級	８　級	９　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	225,600	246,600	269,600	308,200	344,100	365,700	396,700	433,100	479,800
	2	228,000	248,800	271,500	309,200	345,600	367,400	398,400	434,700	485,800
	3	230,400	251,000	273,600	310,100	347,000	369,100	400,000	436,200	490,700
	4	232,800	253,200	275,700	311,000	348,500	370,700	401,700	437,700	494,900
	5	235,100	255,400	277,700	311,600	350,000	372,300	403,200	439,200	498,900
	6	237,500	257,400	279,000	312,300	351,400	374,000	404,800	440,800	502,300
	7	239,900	259,400	280,300	312,900	352,700	375,600	406,400	442,200	505,200
	8	242,100	261,200	281,600	313,600	354,000	377,100	408,000	443,600	507,700
	9	244,300	263,000	282,900	314,200	355,300	378,600	409,500	444,700	509,900
	10	246,400	264,700	284,200	314,900	356,900	380,200	411,100	446,100	
	11	248,500	266,400	285,400	315,600	358,500	381,800	412,700	447,600	
	12	250,500	267,800	286,600	316,200	360,100	383,400	414,300	449,100	
	13	252,400	269,200	287,800	316,900	361,500	385,000	415,800	450,400	
	14	254,400	271,000	288,800	317,600	363,100	386,600	417,800	452,100	
	15	256,400	272,300	289,800	318,200	364,600	388,200	419,800	453,700	
	16	258,000	273,700	291,200	319,000	366,100	389,800	421,800	455,300	
	17	259,600	275,100	292,300	319,700	367,600	391,400	423,300	456,700	
	18	261,100	276,300	293,400	320,500	369,200	393,000	425,000	458,400	
	19	262,600	277,500	294,500	321,500	370,700	394,600	426,600	460,100	
	20	264,100	278,600	295,600	322,300	372,200	396,200	428,300	461,700	
	21	265,600	279,900	296,800	323,200	373,700	397,700	429,900	463,100	
	22	267,100	281,000	297,400	324,400	375,300	399,300	431,400	463,800	
	23	268,600	282,200	297,900	325,700	376,900	401,000	432,900	464,500	
	24	270,100	283,300	298,500	327,000	378,500	402,700	434,300	465,200	

	25	271,600	284,600	298,900	328,200	379,900	404,400	435,500	465,600	
	26	272,800	285,900	299,500	329,700	381,600	406,400	437,000	466,100	
	27	274,000	287,100	300,000	331,000	383,300	408,200	438,500	466,700	
	28	275,200	288,300	300,500	332,000	384,900	410,100	439,900	467,300	
	29	276,400	289,200	300,900	332,900	386,500	411,800	441,400	467,900	
	30	277,500	290,200	301,500	334,100	388,100	413,200	442,700	468,600	
	31	278,600	291,300	302,000	335,200	389,700	414,400	443,900	469,100	
	32	279,700	292,300	302,500	336,300	391,300	415,700	445,100	469,600	
	33	281,000	293,500	303,000	337,400	393,000	416,700	446,100	470,100	
	34	282,300	294,100	303,600	338,600	395,000	417,800	446,800	470,400	
定	35	283,500	294,700	304,000	339,800	397,000	418,800	447,500	470,700	
	36	284,800	295,300	304,400	340,800	399,000	419,800	448,200	471,100	
	37	285,700	295,700	304,900	341,900	400,700	420,900	448,700	471,400	
	38	286,700	296,300	305,500	343,100	402,400	422,000	449,100	471,600	
年	39	287,800	296,900	306,100	344,300	403,900	423,100	449,500	471,900	
	40	288,900	297,400	306,600	345,500	405,400	424,200	449,800	472,100	
	41	290,100	297,800	307,200	346,600	406,600	425,400	450,100	472,400	
	42	290,700	298,400	307,900	347,700	407,600	426,200	450,400	472,600	
前	43	291,300	299,000	308,600	348,900	408,600	427,000	450,700	472,800	
	44	291,800	299,500	309,200	350,100	409,600	427,600	451,000	473,000	
	45	292,200	299,900	309,800	351,200	410,600	428,100	451,200	473,400	
	46	292,700	300,400	310,600	352,500	411,700	428,800	451,500		
再	47	293,200	300,900	311,400	353,700	412,800	429,500	451,800		
	48	293,700	301,400	312,100	354,900	413,900	430,100	452,000		
	49	294,100	301,900	312,900	356,100	415,200	430,800	452,300		
	50	294,600	302,400	313,900	357,400	416,000	431,200	452,600		
任	51	295,100	303,000	314,900	358,700	416,800	431,800	452,900		
	52	295,600	303,500	315,900	360,000	417,400	432,400	453,200		
	53	296,100	304,100	316,900	360,900	417,900	432,800	453,400		
	54	296,700	304,700	318,000	362,200	418,600	433,200	453,700		
用	55	297,100	305,400	319,000	363,400	419,200	433,700	453,900		
	56	297,500	306,000	320,000	364,600	419,900	434,200	454,200		
	57	298,000	306,600	321,000	365,700	420,200	434,700	454,400		
	58	298,500	307,400	322,100	367,000	420,900	435,200	454,700		
短	59	299,000	308,200	323,200	368,400	421,600	435,600	455,000		
	60	299,400	308,900	324,300	369,800	422,100	436,000	455,200		
	61	299,900	309,700	325,100	371,100	422,500	436,400	455,400		
	62	300,300	310,500	326,200	372,600	422,900	436,700	455,700		
時	63	300,800	311,300	327,300	374,100	423,400	437,000	456,000		
	64	301,200	312,200	328,400	375,500	423,900	437,300	456,300		
	65	301,700	313,000	329,300	376,700	424,400	437,500	456,500		
	66	302,200	313,800	330,400	378,100	424,800	437,800	456,800		
間	67	302,600	314,600	331,500	379,400	425,300	438,100	457,100		
	68	303,000	315,400	332,600	380,800	425,800	438,300	457,400		
	69	303,500	316,300	333,600	381,900	426,300	438,500	457,600		

	70	303,900	317,100	334,700	383,100	426,800	438,800	457,900			
勤	71	304,300	318,000	335,900	384,300	427,400	439,100	458,200			
	72	304,800	318,900	337,100	385,500	427,900	439,300	458,500			
	73	305,300	319,500	337,800	386,800	428,300	439,500	458,700			
	74	305,800	320,400	339,100	388,000	428,900	439,800				
務	75	306,400	321,300	340,400	389,200	429,300	440,100				
	76	306,800	322,100	341,700	390,300	429,500	440,300				
	77	307,300	322,700	342,900	391,400	429,800	440,500				
	78	307,800	323,600	344,300	392,600	430,300	440,800				
警	79	308,400	324,500	345,700	393,700	430,600	441,100				
	80	309,000	325,500	347,100	394,900	430,900	441,300				
	81	309,500	326,400	348,400	396,000	431,200	441,500				
	82	310,000	327,400	350,000	396,600	431,600	441,800				
察	83	310,700	328,300	351,500	397,100	432,000	442,100				
	84	311,300	329,300	353,000	397,600	432,400	442,300				
	85	311,900	330,200	354,400	398,200	432,700	442,500				
	86	312,500	331,200	355,900	398,800						
官	87	313,200	332,200	357,400	399,400						
	88	313,900	333,200	358,800	400,000						
	89	314,600	334,100	360,100	400,300						
	90	315,300	335,400	361,300	400,800						
以	91	316,000	336,600	362,500	401,300						
	92	316,700	337,800	363,800	401,800						
	93	317,200	339,000	365,100	402,200						
	94	318,100	340,300	366,600	402,600						
外	95	319,000	341,500	368,100	403,100						
	96	319,800	342,700	369,500	403,600						
	97	320,500	343,900	370,800	404,000						
	98	321,400	345,200	372,000	404,500						
の	99	322,300	346,400	373,100	405,000						
	100	323,200	347,600	374,300	405,400						
	101	324,100	349,000	375,400	405,700						
	102	325,100	349,900	376,500	406,100						
警	103	326,100	350,900	377,600	406,500						
	104	327,000	352,000	378,700	406,800						
	105	327,800	353,100	379,900	407,100						
	106	328,400	354,200	380,400	407,600						
察	107	329,000	355,200	381,000	408,100						
	108	329,600	356,200	381,600	408,600						
	109	330,100	357,400	382,200	408,900						
	110	330,600	358,400	382,700	409,400						
官	111	331,000	359,400	383,100	409,900						
	112	331,500	360,300	383,600	410,400						
	113	332,300	361,200	384,000	410,700						
	114	332,900	362,100	384,400	411,200						

	115	333,600	363,000	384,900	411,700					
	116	334,200	364,000	385,400	412,200					
	117	334,800	365,000	385,800	412,600					
	118	335,500	365,400	386,300	413,100					
	119	336,200	366,000	386,900	413,500					
	120	336,900	366,600	387,400	414,000					
	121	337,500	366,900	387,600	414,400					
	122	337,800	367,300	388,100						
	123	338,300	367,700	388,600						
	124	338,800	368,100	389,000						
	125	339,100	368,500	389,500						
	126		368,900	390,000						
	127		369,300	390,500						
	128		369,700	391,000						
	129		370,100	391,300						
	130		370,500	391,800						
	131		370,900	392,300						
	132		371,300	392,800						
	133		371,500	393,100						
	134		372,000	393,600						
	135		372,300	394,000						
	136		372,600	394,400						
	137		372,900	394,700						
	138		373,300	395,100						
	139		373,800	395,600						
	140		374,300	396,100						
	141		374,600	396,400						
	142		375,100							
	143		375,600							
	144		376,100							
	145		376,400							
定年前再任用短時間勤務警察官		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		255,400	267,500	272,000	304,600	321,900	336,500	360,700	397,000	429,900

第２条　警察職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（期末手当） 第21条　略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、１００分の126.25を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官（第22条第２項第１号及び第２号において「特定幹部警察官」という。）にあっては、１００分の106.25を乗じて得た額）に、基準日以前６箇月以内の期間における当該警察官の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　略 ３　定年前再任用短時間勤務警察官に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の126.25」とあるのは「１００分の71．25」と、「１００分の106.25」とあるのは「１００分の61．25」とする。 ４～６　略	（期末手当） 第21条　略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、１００分の127．5を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある警察官（第22条第２項第１号及び第２号において「特定幹部警察官」という。）にあっては、１００分の107．5を乗じて得た額）に、基準日以前６箇月以内の期間における当該警察官の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　略 ３　定年前再任用短時間勤務警察官に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の127．5」とあるのは「１００分の72.5」と、「１００分の107．5」とあるのは「１００分の62.5」とする。 ４～６　略
（勤勉手当） 第22条　略 ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該警察官に所属する次の各号に掲げる警察官の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 ⑴　前項の警察官のうち定年前再任用短時間勤務警察官以外の警察官　当該警察官の勤勉手当基礎額に当該警察官がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した警察官にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の106.25（特定幹部警察官にあっては、１００分の126.25）を乗じて得た額の総額 ⑵　前項の警察官のうち定年前再任用短時間勤務警察官　当該定年前再任用短時間勤務警察官の勤勉手当基礎額に１００分の51．25（特定幹部警察官にあっては、１００分の61．25）を乗じて得た額の総額 ３～５　略	（勤勉手当） 第22条　略 ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該警察官に所属する次の各号に掲げる警察官の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 ⑴　前項の警察官のうち定年前再任用短時間勤務警察官以外の警察官　当該警察官の勤勉手当基礎額に当該警察官がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した警察官にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の107．5（特定幹部警察官にあっては、１００分の127．5）を乗じて得た額の総額 ⑵　前項の警察官のうち定年前再任用短時間勤務警察官　当該定年前再任用短時間勤務警察官の勤勉手当基礎額に１００分の52.5（特定幹部警察官にあっては、１００分の62.5）を乗じて得た額の総額 ３～５　略

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和８年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の警察職員の給与に関する条例（以下この項及び次項において「改正後の条例」という。）第13条第２項第２号及び第17条第２項、附則第８項の２及び第10項並びに別表第２の規定は令和７年４月１日から、改正後の条例第21条第２項及び第３項並びに第22条第２項第１号及び第２号の規定は同年12月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

４　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年12月26日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

和歌山県条例第71号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和32年和歌山県条例第５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>警察署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th><th>管轄区域</th></tr>
<tr><td>和歌山県橋本警察署</td><td>橋本市市脇四丁目２番２号</td><td>橋本市のうち
赤塚　あやの台一丁目～<u>あやの台五丁目</u>　市脇
市脇一丁目～市脇五丁目　上田　小峰台一丁目
小峰台二丁目　小原田
柿の木坂　賢堂　柏原
学文路　岸上　北馬場
北宿　紀ノ光台一丁目～紀ノ光台三丁目　紀見
紀見ケ丘一丁目～紀見ケ丘三丁目　慶賀野　恋野
光陽台一丁目　光陽台二丁目　古佐田
古佐田一丁目～古佐田四丁目
神野々　胡麻生　境原
さつき台一丁目　さつき台二丁目　清水　菖蒲谷
しらさぎ台　城山台一丁目～城山台四丁目　杉尾　須河　隅田町芋生
隅田町上兵庫　隅田町河瀬　隅田町霜草　隅田町下兵庫　隅田町垂井　隅田町中下　隅田町中島
隅田町平野　隅田町真土
隅田町山内　只野　谷
奥深　妻　妻一丁目～妻三丁目　出塔　東家　東家一丁目～東家六丁目
中道　西畑　野　橋谷
橋本　橋本一丁目　橋本二丁目　柱本　原田　彦谷　細川　三石台一丁目～三石台四丁目　南馬場
南宿　みゆき台　御幸辻　向副　矢倉脇　山田
横座　吉原
伊都郡のうち
九度山町　高野町</td></tr>
<tr><td colspan="3">略</td></tr>
</table></td><td>警察署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th><th>管轄区域</th></tr>
<tr><td>和歌山県橋本警察署</td><td>橋本市市脇四丁目２番２号</td><td>橋本市のうち
赤塚　あやの台一丁目～<u>あやの台三丁目</u>　市脇
市脇一丁目～市脇五丁目　上田　小峰台一丁目
小峰台二丁目　小原田
柿の木坂　賢堂　柏原
学文路　岸上　北馬場
北宿　紀ノ光台一丁目～紀ノ光台三丁目　紀見
紀見ケ丘一丁目～紀見ケ丘三丁目　慶賀野　恋野
光陽台一丁目　光陽台二丁目　古佐田
古佐田一丁目～古佐田四丁目
神野々　胡麻生　境原
さつき台一丁目　さつき台二丁目　清水　菖蒲谷
しらさぎ台　城山台一丁目～城山台四丁目　杉尾　須河　隅田町芋生
隅田町上兵庫　隅田町河瀬　隅田町霜草　隅田町下兵庫　隅田町垂井　隅田町中下　隅田町中島
隅田町平野　隅田町真土
隅田町山内　只野　谷
奥深　妻　妻一丁目～妻三丁目　出塔　東家　東家一丁目～東家六丁目
中道　西畑　野　橋谷
橋本　橋本一丁目　橋本二丁目　柱本　原田　彦谷　細川　三石台一丁目～三石台四丁目　南馬場
南宿　みゆき台　御幸辻　向副　矢倉脇　山田
横座　吉原
伊都郡のうち
九度山町　高野町</td></tr>
<tr><td colspan="3">略</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年12月26日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

和歌山県条例第72号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
別表第３　別表第２に掲げる手数料以外の手数料（第２条関係） １～12　略 13　土木関係事務 ⑴～⑺　略 ⑻　建築基準法（昭和25年法律第２０１号。以下この号において「法」という。）の施行に関する事務 ア～ほ　略 ま　建築基準法施行令第１３７条の12第11項の規定に基づく建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に関する範囲に係る認定の申請に対する審査　１件につき　27,000円 み　建築基準法施行令第１３７条の12第12項の規定に基づく建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に関する範囲に係る認定の申請に対する審査　１件につき　27,000円 む　略 備考　略 ⑻の２～⑯　略 ⑰　マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第１４９号。以下この号において「法」という。）の施行に関する事務 ア　法第５条の13第１項の規定に基づく管理組合によるマンションの管理に関する計画（以下この号において「管理計画」という。）の認定の申請又は法第５条の16第１項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請に対する審査（法第91条に規定するマンション管理適正化推進センターが、当該管理計画が法第３条第２項第３号に規定するマンション管理適正化指針に照らして適切なものであり、かつ、法第５条の14第１号から第３号までに掲げる基準に適合するものであることを証する書面（以下この号において「事前確認適合証」という。）の添付がある場合）　１件につき　長期修繕計画（マンションの修繕に関する長期の計画をいう。以下この号において同じ。）の数が１のときにあっては4,100円、長期修繕計画の数が２以上であるときにあっては4,１００円に１を超える長期修繕計画の数に1,700円を乗じて得た額を加算した額 イ　法第５条の13第１項の規定に基づく管	別表第３　別表第２に掲げる手数料以外の手数料（第２条関係） １～12　略 13　土木関係事務 ⑴～⑺　略 ⑻　建築基準法（昭和25年法律第２０１号。以下この号において「法」という。）の施行に関する事務 ア～ほ　略 ま　建築基準法施行令第１３７条の12第６項の規定に基づく建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に関する範囲に係る認定の申請に対する審査　１件につき　27,000円 み　建築基準法施行令第１３７条の12第７項の規定に基づく建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に関する範囲に係る認定の申請に対する審査　１件につき　27,000円 む　略 備考　略 ⑻の２～⑯　略 ⑰　マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第１４９号。以下この号において「法」という。）の施行に関する事務 ア　法第５条の３第１項の規定に基づく管理組合によるマンションの管理に関する計画（以下この号において「管理計画」という。）の認定の申請又は法第５条の６第１項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請に対する審査（法第91条に規定するマンション管理適正化推進センターが、当該管理計画が法第３条第２項第３号に規定するマンション管理適正化指針に照らして適切なものであり、かつ、法第５条の４第１号から第３号までに掲げる基準に適合するものであることを証する書面（以下この号において「事前確認適合証」という。）の添付がある場合）　１件につき　長期修繕計画（マンションの修繕に関する長期の計画をいう。以下この号において同じ。）の数が１のときにあっては4,100円、長期修繕計画の数が２以上であるときにあっては4,１００円に１を超える長期修繕計画の数に1,700円を乗じて得た額を加算した額 イ　法第５条の３第１項の規定に基づく管

理計画の認定の申請又は法第５条の16第１項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請に対する審査（事前確認適合証の添付がない場合）　１件につき　長期修繕計画の数が１のときにあっては26,700円、長期修繕計画の数が２以上であるときにあっては26,700円に１を超える長期修繕計画の数に15,300円を乗じて得た額を加算した額	理計画の認定の申請又は法第５条の６第１項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請に対する審査（事前確認適合証の添付がない場合）　１件につき　長期修繕計画の数が１のときにあっては26,700円、長期修繕計画の数が２以上であるときにあっては26,700円に１を超える長期修繕計画の数に15,300円を乗じて得た額を加算した額
⑱　略	⑱　略
14・15　略	14・15　略
16　政治資金等関係事務	16　政治資金関係事務
⑴　政治資金規正法（昭和23年法律第１９４号。以下この号及び次号において「法」という。）第19条の16第15項（法第19条の16の３第１項の規定により適用する場合を含む。）の規定に基づく少額領収書等の写しの交付　１枚につき　10円	⑴　政治資金規正法（昭和23年法律第１９４号。以下この項において「法」という。）第19条の16第15項の規定に基づく国会議員関係政治団体の支出に係る少額領収書等の写しの交付　１枚につき　10円
⑵　略	⑵　略
⑶　政党助成法（平成６年法律第５号）第32条第５項の規定に基づく都道府県提出文書の写しの交付　１枚につき　10円	
17～20　略	17～20　略

附　則

この条例は、令和８年１月１日から施行する。ただし、別表第３第13項第８号ま及びみ並びに同項第17号ア及びイの改正規定は、公布の日から施行する。